

大和高田市
子ども・子育て
支援事業計画



令和2年3月
大和高田市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	4
3. 計画の対象	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定方法	5
第2章 子どもをとりまく現状	6
1. 大和高田市の概況	6
2. 少子化の動向	7
3. 家族や地域の状況	13
4. 行政サービスの状況	16
5. 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の概要	26
6. 現状と課題の整理	27
第3章 第1期計画の評価と課題	28
第4章 計画の基本的な考え方	29
1. 基本理念	29
2. 基本的視点	29
3. 基本目標	30
4. 施策の体系	31
第5章 施策の展開	32
基本目標Ⅰ 子育て支援サービスの充実	32
基本目標Ⅱ 心豊かで健やかな子どもが育つ環境づくり	38
基本目標Ⅲ 安心とゆとりのある子育て環境づくり	44
基本目標Ⅳ すべての子育て家庭への支援	49

第6章 事業計画	52
1. 児童人口の見込み	52
2. 教育・保育提供区域の設定	53
3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制	53
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	57
5. 学校教育・保育の推進体制	64
第7章 計画の推進に向けて	65
1. 各主体の役割	65
2. 計画の推進体制	66
資料編	67
1. 大和高田市子ども・子育て会議条例	67
2. 大和高田市子ども・子育て会議委員名簿	68

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では人口減少社会が到来し、少子化対策が深刻な状況となっています。平成27年3月には、新たな少子化社会対策大綱が閣議決定され、従来の少子化対策の枠組みを超えて、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組み、子ども・子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮など、男女の働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）など、長期的視点に立って、きめ細やかな少子化対策を推進することとされました。

家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）は、平成26年度末までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正され、有効期限を10年間延長（2025年（令和7年）3月31日まで）しています。

少子化、子育て家庭の孤立化、待機児童など子ども・子育てを取り巻くさまざまな課題を打開するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」）が成立しました。「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を総合的に推進していくこととしています。

女性就業率の高まりとともに、待機児童数が依然増加していることを受け、平成29年6月の「子育て安心プラン」では、2022年度（令和4年度）末までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成29年12月に、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の2本柱の「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。このうち、人づくり革命については2兆円規模で、その財源は令和元年10月の消費税増税分を活用することとされ、令和元年10月に幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

本市においては、次世代育成支援行動計画での取組みを継承・発展する計画として、平成27年3月に「大和高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画が令和元年度に計画期間満了を迎えることから、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年10月1日施行）の事項を盛り込んだ「第2期大和高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとします。

■子ども・子育てに関する法律、制度等

	法律・制度等	内容
平成 27 年	子ども・子育て支援法関連 3 法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
	保育士確保プラン	・待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚 ・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	・2025年3月末までの時限立法に延長
平成 28 年	児童福祉法の一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言 ・児童虐待防止対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
平成 29 年	子育て安心プラン	・令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
平成 30 年	子ども・子育て支援法の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	基本指針の一部改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更が明示
	新・放課後総合プランの策定	・放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備
令和元年 10月1日	子ども・子育て支援法の一部改正	・幼児教育・保育の無償化の実施
	改正基本指針の公布	・前項「基本指針の改正」(4)の幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正
令和 2 年 4月1日		・前項「基本指針の改正」(1)～(3)の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正

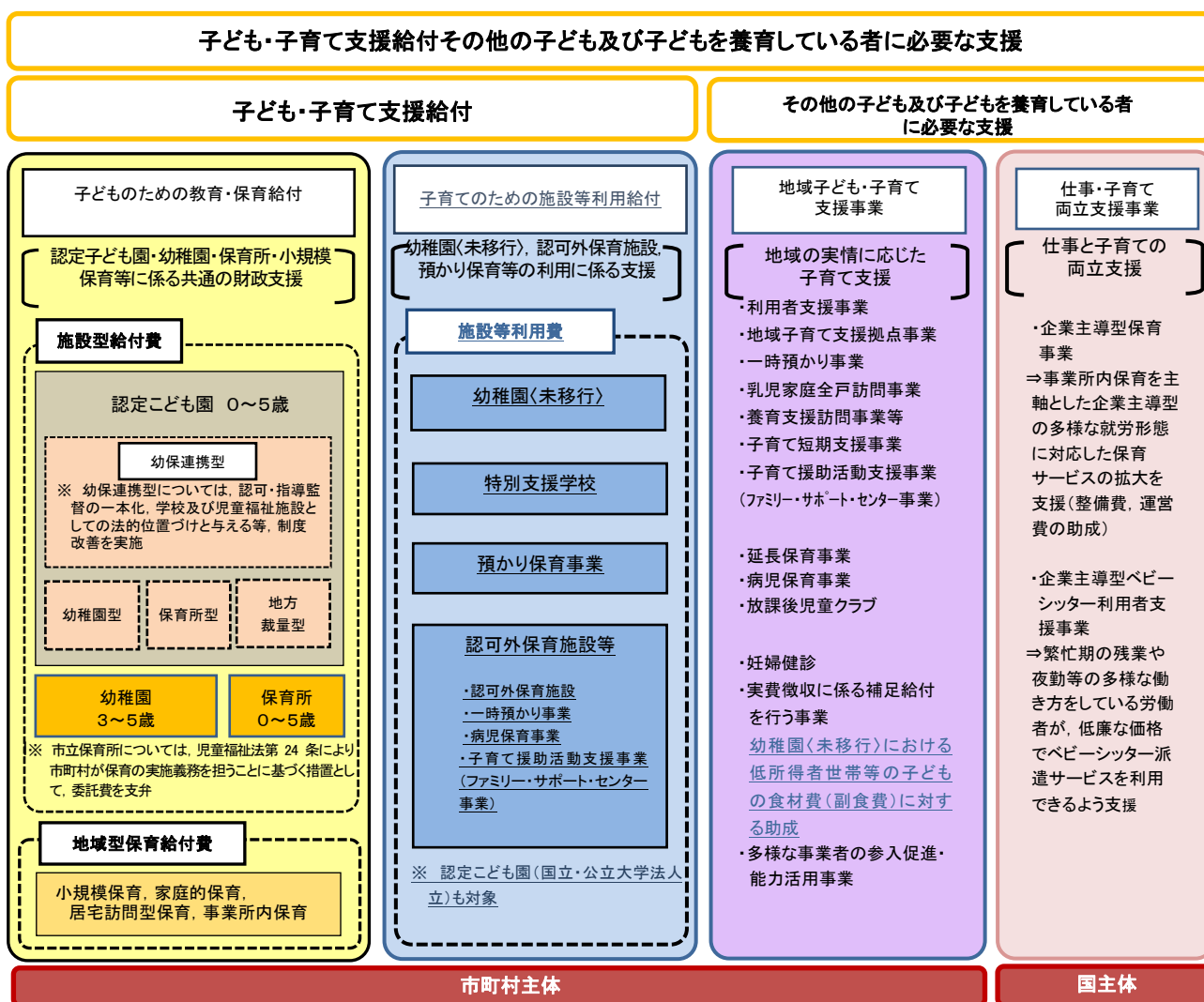
■子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。

その中で、市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

図表 制度における給付・事業の全体像

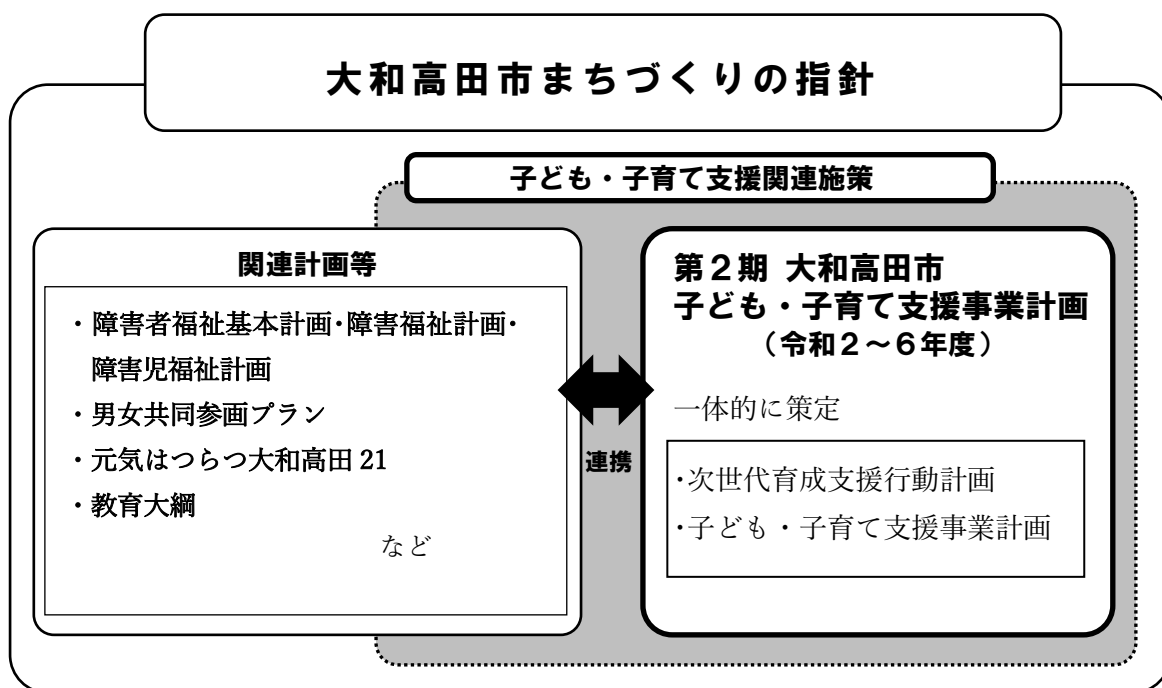


2 計画の性格と位置づけ

本計画は、平成27年3月まで取り組んできました「次世代育成支援行動計画」での取り組みの評価を踏まえ、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」および、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定することにより、本市の子育て支援施策が充実するよう、実効性のある計画として推進してまいります。

また、この計画は、国・県の子育て支援の関連計画をはじめ、本市の上位計画や関連の分野別計画との整合性を持ったものとします。

【計画の位置付けイメージ（他計画との関係図）】



3 計画の対象

本計画における「子ども」とは、18歳未満のすべての子どもをさします。これらすべての子どもと子どもを持つ家庭が本計画の第一義的な対象となりますが、子ども・子育て支援新制度は“社会全体による支援”を視点に置いて進めるべきものであることから、本計画の対象は、行政はもとより本市に暮らすすべての子どもと子どもを持つ家庭、地域、学校、企業等すべての個人及び団体とします。

4 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度を初年度として、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

また、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、計画の実効性を高めるために、必要に応じて見直します。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成					令和				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	大和高田市子ども・子育て支援事業計画					第2期大和高田市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定方法

幅広い分野にわたって子育て支援を展開していくためには、計画の策定段階より、さまざまな立場からの意見を十分に反映していくことが大切です。市行政の関係部局による全庁的な取り組み体制を整えるとともに、市民や地域の声を聴く機会を積極的に設け、市民と行政が一体となって計画を策定しました。

（1）「大和高田市子ども・子育て会議」の設置

市民、学識経験者、児童の健全育成を目的とする団体の代表、児童福祉、保健・医療機関等の関係者、一般事業者の代表で構成する「大和高田市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に対する提言をいただきます。

（2）市民の意見の反映

本計画を策定するにあたっては、令和元年11月に、市内の就学前児童の保護者1,500人と小学生の保護者1,000人に対する「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施し、市民ニーズの把握に努めました。

第 2 章 子どもをとりまく現状

第2章 子どもをとりまく現状

1 大和高田市の概況

(1) 市のあゆみ

大和高田市は、1948年（昭和23年）1月1日、奈良市に次いで、県下2番目の市として市制を施行し、平成30年（2018年）1月1日には市制施行70周年という節目を迎えました。

(2) 地理および交通条件

大和高田市の地形は、奈良盆地の西南隅に位置しており、葛城山麓の扇状地が新庄町（現：葛城市）方向から高田へ、そして、二上山麓から流れた扇状地が高田を経て曲川（橿原市）にいたっています。全市域にわたり、ほぼ平坦な地形となっています。

中将姫伝説の當麻寺（葛城市）、世界遺産の法隆寺（斑鳩町）、古代ロマンあふれる明日香村などへ30分程度の至便な立地条件です。

特に、大阪との文化、経済的なかかわりが深いために、南北近鉄線、JR線、西名阪自動車道、南阪奈道路を利用すれば、いずれも30分余りでアクセスできます。



2

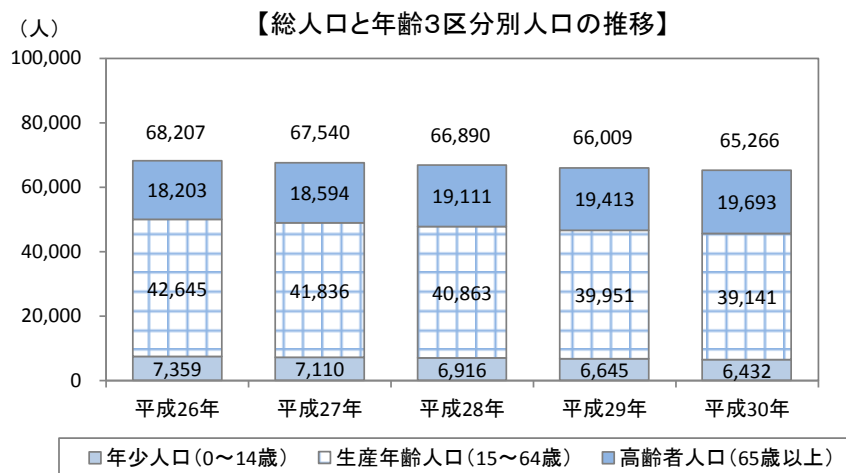
少子化の動向

(1) 総人口及び年齢別人口の推移

① 総人口と年齢3区分別人口

本市の総人口は、年々減少傾向にあり、平成30年には65,266人となっています。

また、人口を年齢3区分別にみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向にあります。



資料:市・市民課「住民基本台帳人口」(各年10月1日現在)

② 人口動態

人口動態をみると、自然動態は各年出生数が死亡数を下回っており、平成30年には418人の自然減となっています。また、社会動態も各年転出数が転入数を上回り、平成30年は282人の社会減となっています。

【自然動態と社会動態】

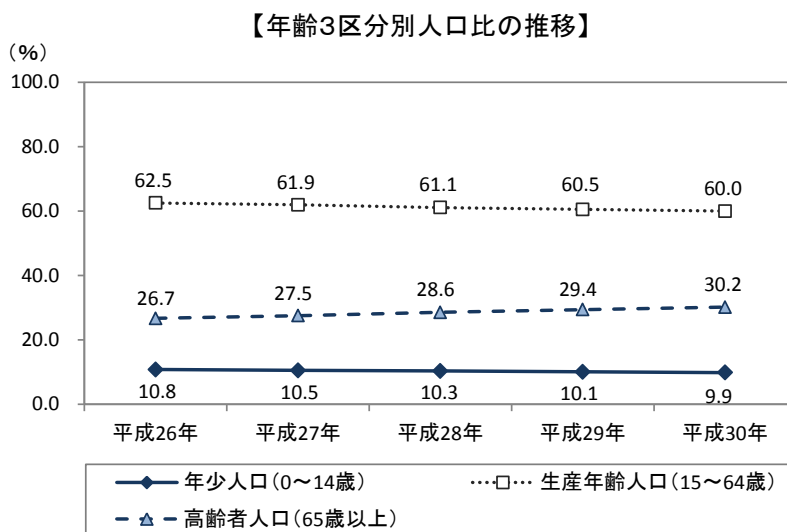
単位:人

	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡数	自然増減	転入数	転出数	社会増減
平成26年	393	725	△332	2,207	2,552	△345
平成27年	432	685	△253	2,060	2,482	△422
平成28年	403	671	△268	1,988	2,451	△463
平成29年	386	707	△321	1,932	2,509	△577
平成30年	339	757	△418	2,031	2,313	△282

資料:市・市民課(各年次中)

③ 年齢3区分別人口比

年齢3区分別人口比の推移をみると、年少人口（0～14歳）の割合は年々低下しており、平成30年では、9.9%となっています。一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は上昇傾向にあり、平成30年では30.2%と、年々少子高齢化が進んでいます。

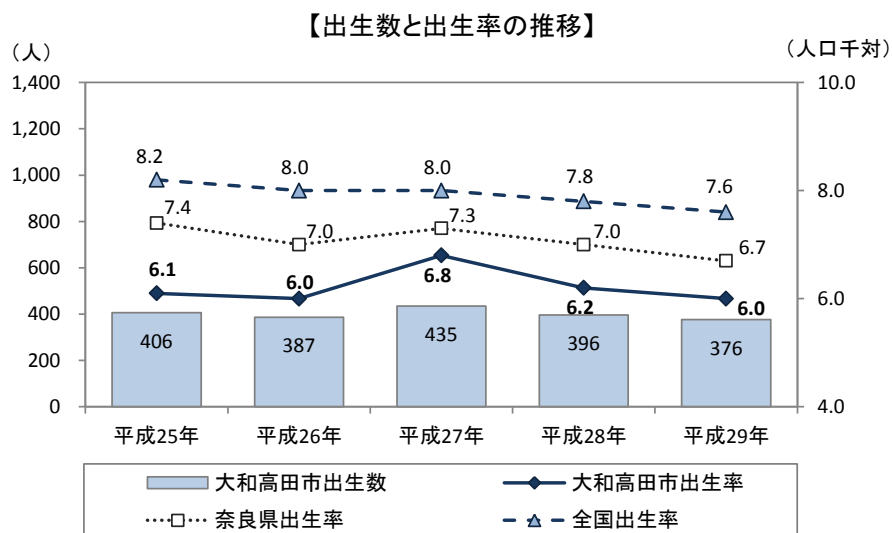


資料:市・市民課「住民基本台帳人口」(各年10月1日現在)

(2) 出生の動向

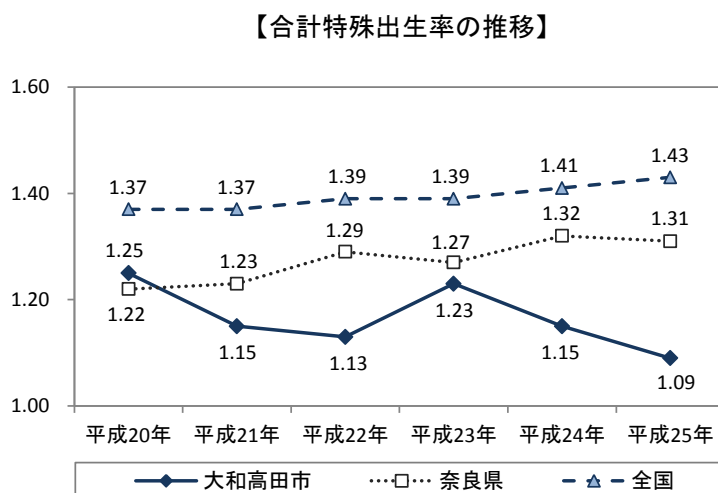
① 出生数と出生率

本市における出生数は、平成25年以降、増減を経て平成29年に376人と減少しています。また、出生率をみると、各年とも全国・県下回っており、平成29年は6.0%となっています。



② 合計特殊出生率

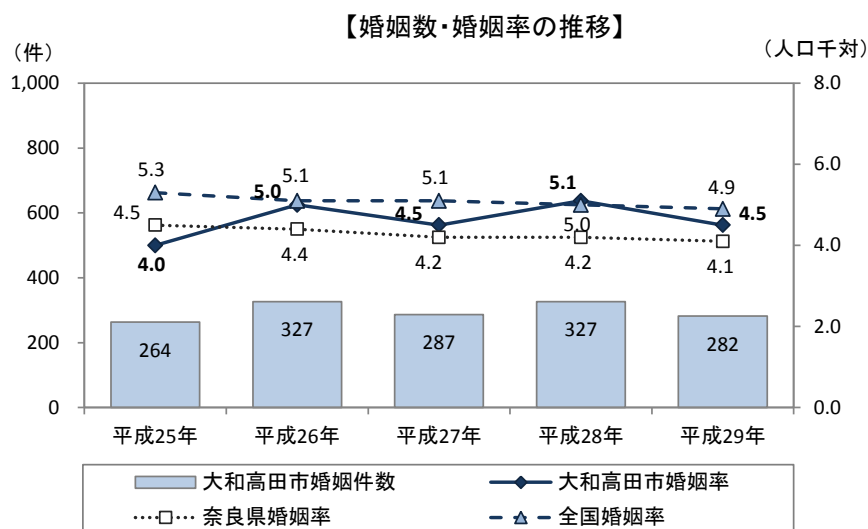
本市における合計特殊出生率は、平成20年から平成22年にかけて減少し、その後、平成23年で増加に転じたものの、その後は減少が続き平成25年では1.09となっています。本市の合計特殊出生率を、全国・県と比べると、平成21年以降、最も低い値で推移しています。



(3) 婚姻の動向

① 婚姻数と婚姻率

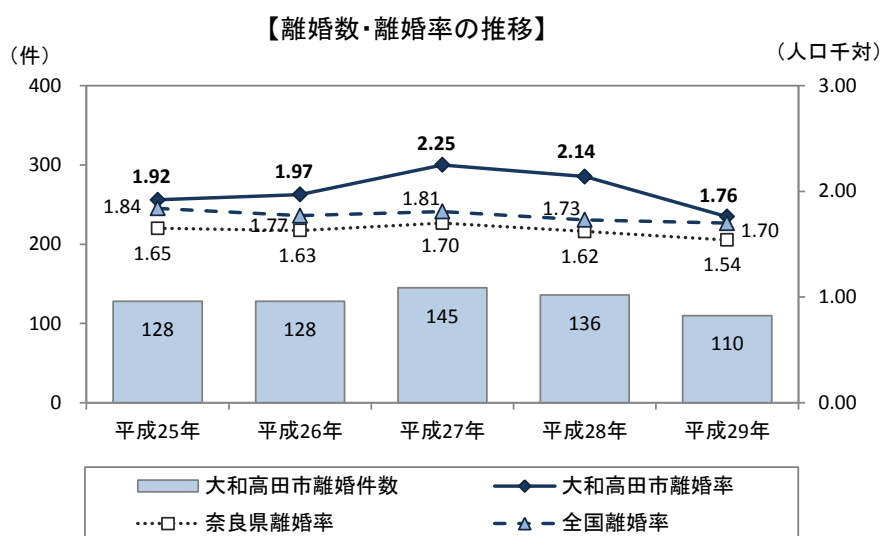
本市の婚姻数をみると、平成25年に264件でしたが、その後の増減を経て、平成29年に282件となっています。また、婚姻率をみると、年による変動はあるものの、近年は県より概ね高い値となっており、平成29年には4.5となっています。



資料:奈良県人口動態統計

② 離婚数と離婚率

本市の離婚数をみると、平成25年以降、増減を経て、平成29年は110件となっています。また、離婚率をみると、各年、全国・県を上回り、平成29年は1.76となっています。

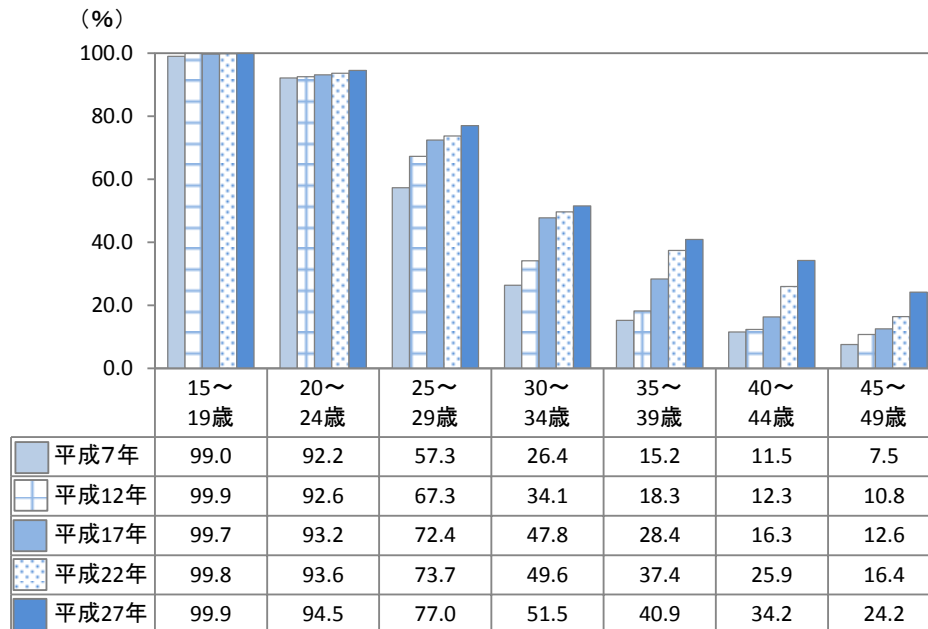


資料:奈良県人口動態統計

③ 男性の未婚率の推移

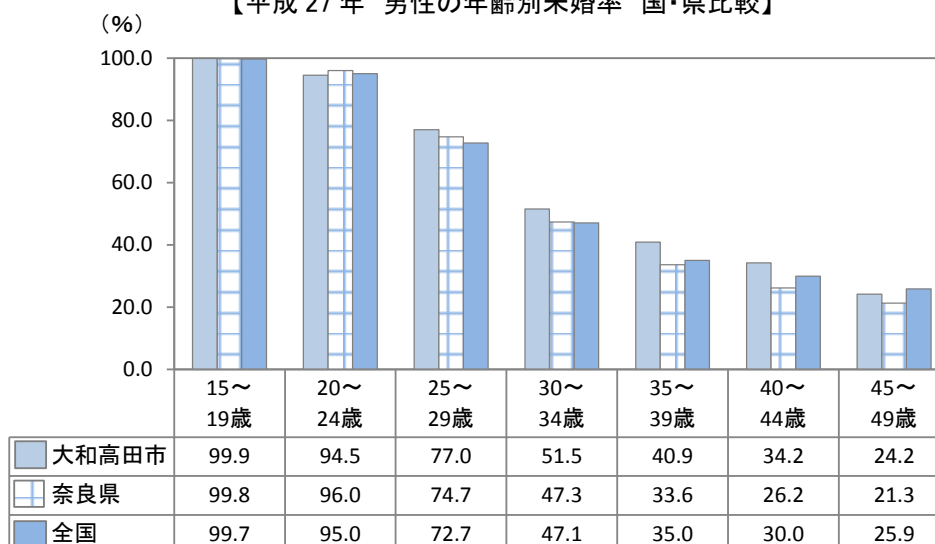
男性の未婚率をみると、20歳以上での未婚率が年々上昇しています。また、平成27年における男性の年齢別未婚率を全国・県と比較すると、25歳から44歳までの各年代において、全国・県の値を上回っています。

【男性の未婚率の推移】



資料：国勢調査 ※平成7年～22年までは市算出

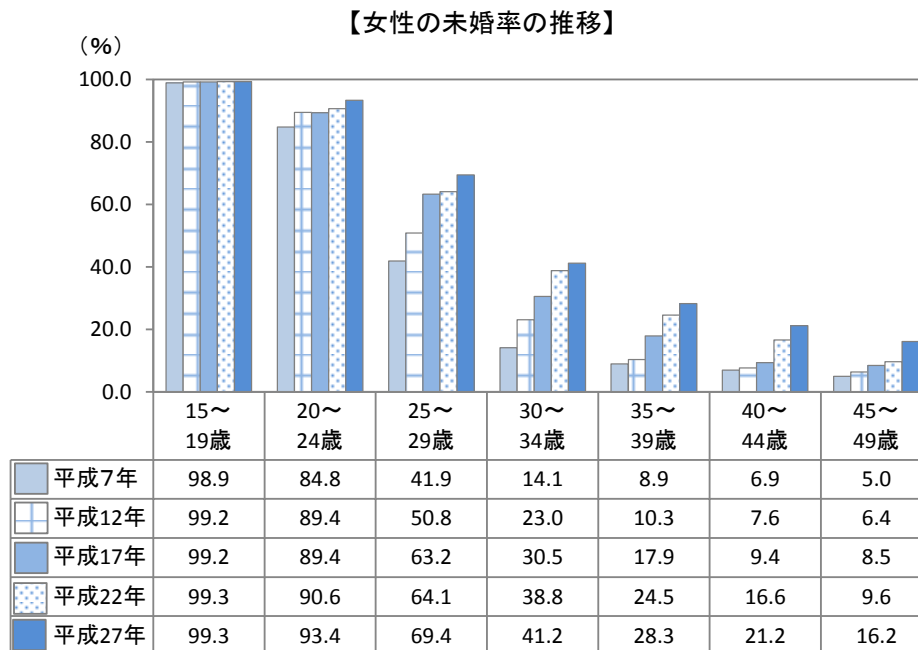
【平成27年 男性の年齢別未婚率 国・県比較】



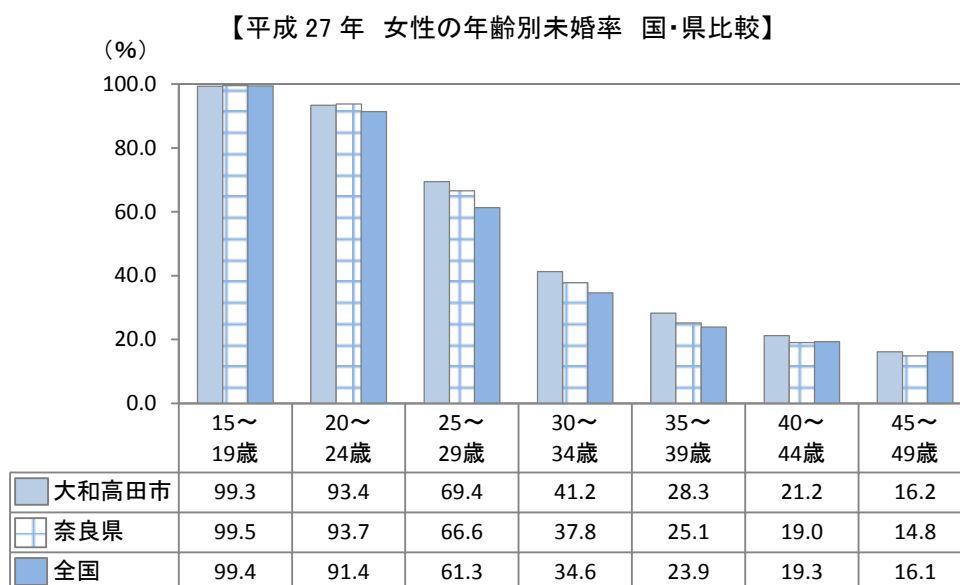
資料：平成27年国勢調査

④ 女性の未婚率の推移

女性の未婚率をみると、20歳以上での未婚率が年々上昇しています。また、平成27年における女性の年齢別未婚率を全国・県と比較すると、25歳から49歳までの年代において、全国・県の値を上回っており、20歳～29歳の年代においては県より低いものの、全国より高くなっています。



資料: 国勢調査 ※平成7年～22年までは市算出



資料: 平成27年国勢調査

3

家族や地域の状況

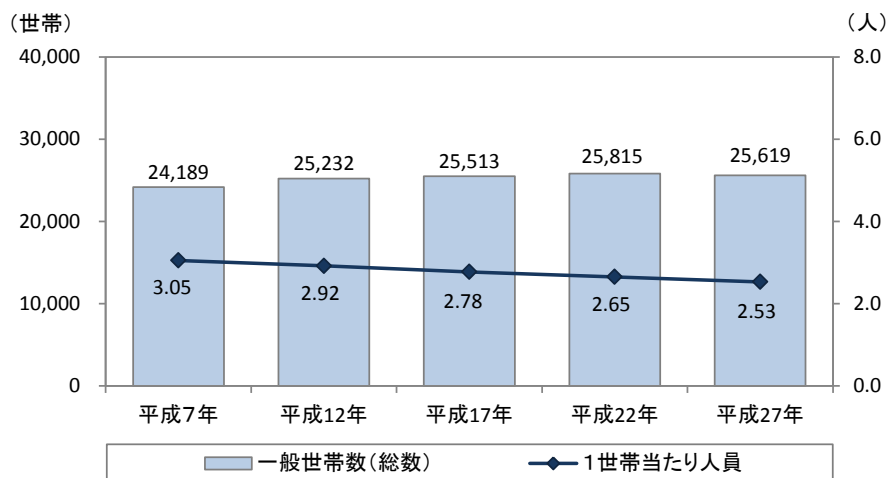
(1) 世帯の推移

① 世帯数と1世帯当たり人員

国勢調査による本市の一般世帯数は増加傾向を経て、平成27年に25,619世帯と減少に転じています。

また、1世帯当たり人員は減少しており、平成27年に2.53人となっています。

【世帯数と1世帯当たり人員の推移】



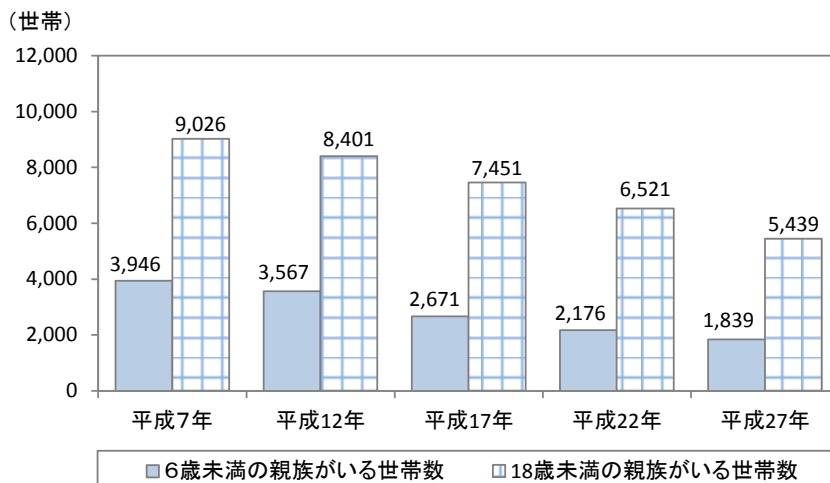
資料:国勢調査

② 子どものいる世帯数

18歳未満の親族がいる世帯数は平成7年からみると減少しており、平成27年には5,439世帯となっています。

また、6歳未満の親族がいる世帯数も減少し続け、平成27年には1,839世帯となっています。

【子どものいる世帯数の推移】



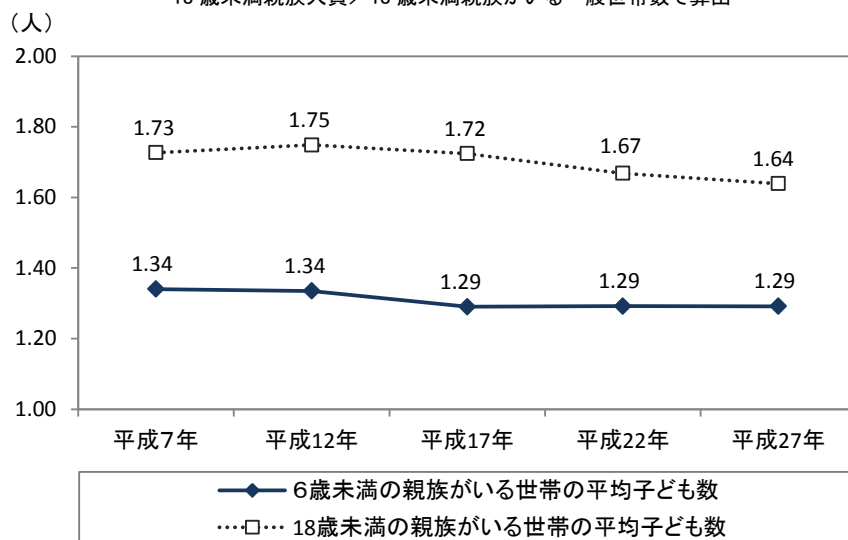
資料:国勢調査

③ 子どものいる世帯の平均子ども数

18歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数は、平成12年以降減少し、平成27年に1.64人となっています。また、6歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数は平成12年の1.34人から、平成17年に1.29人へと減少して以降は、横ばいが続いています。

【子どものいる世帯の平均子ども数の推移】

※平均子ども数はそれぞれ6歳未満親族人員／6歳未満親族がいる一般世帯数、
18歳未満親族人員／18歳未満親族がいる一般世帯数で算出



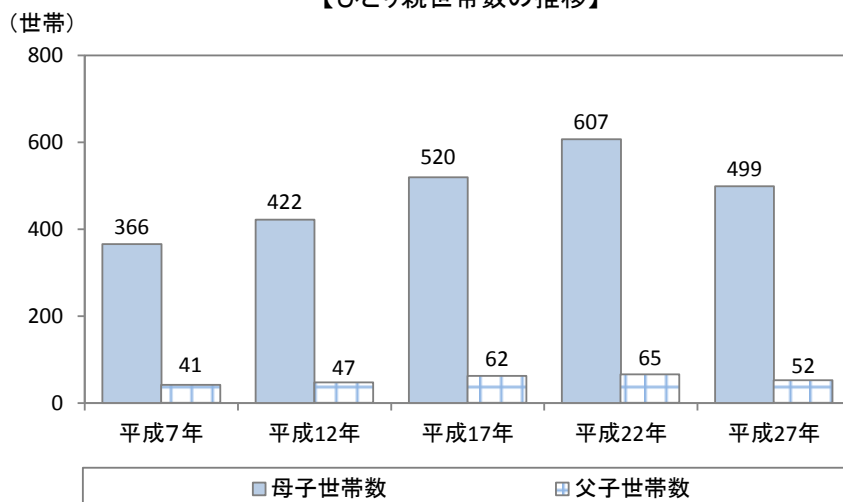
資料:国勢調査

④ ひとり親世帯数

母子世帯については増加傾向を経て、平成27年には減少に転じ499世帯となっています。

父子世帯については、平成7年から平成22年にかけて増加が続いたものの、平成27年には52世帯に減少しています。

【ひとり親世帯数の推移】

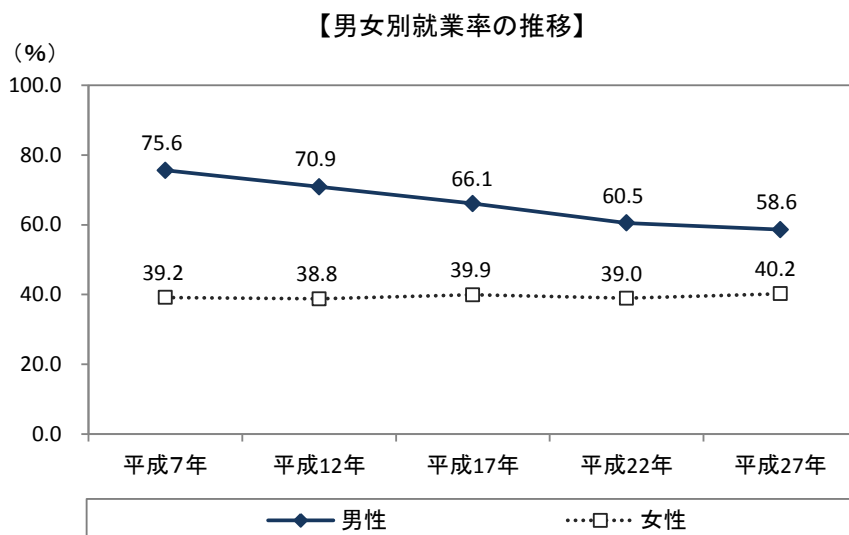


資料:国勢調査

(2) 就労の状況

① 男女別就業率

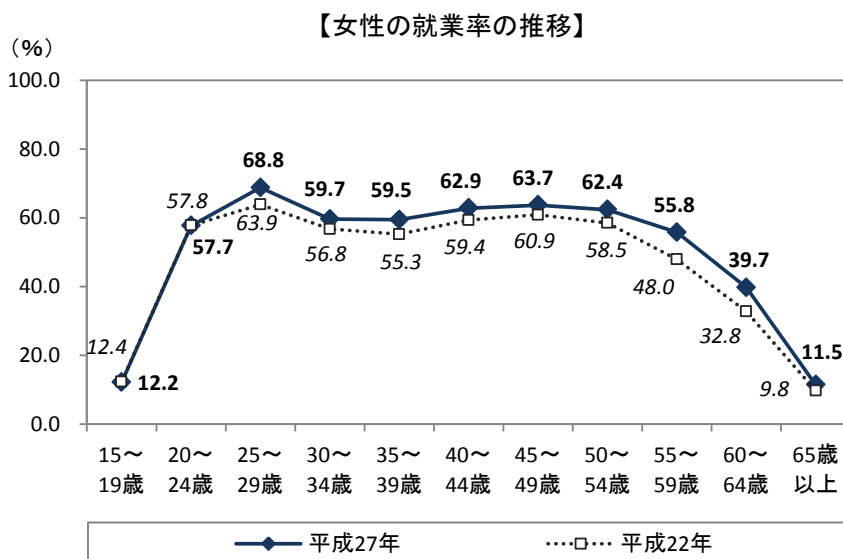
男性の就業率は平成7年の75.6%と比べると、平成27年では58.6%にまで低下しています。一方、女性の就業率は、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年は40.2%となっています。



資料: 国勢調査

② 女性の就業率

女性の就業率を年代別にみると、平成27年では、25歳以降の各年代で平成22年を上回っています。平成22年と平成27年ともに、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字型カーブを描いていますが、平成22年に比べ平成27年は落ち込みが緩やかになっています。



資料: 国勢調査

4

行政サービスの状況

(1) 保育サービス等の状況

① 認可保育所の状況

市内の認可保育所数は、平成31年4月1日現在で公立8か所、私立4か所の計12か所となっています。平成31年度における入所児童数は、公立・私立合わせて1,233人であり、定員に対する在籍率は、公立が73.72%、私立が115.94%となっています。市外委託の数は平成27年度以降微増傾向にあります。

【認可保育所の状況（各年4月1日現在）】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
設置数(か所)	12	12	12	12	12
公立	8	8	8	8	8
私立	4	4	4	4	4
定員数(人)	1,475	1,475	1,475	1,475	1,475
公立	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130
私立	345	345	345	345	345
入所児童数(人)	1,104	1,124	1,181	1,183	1,233
公立	792	811	833	841	833
私立	312	313	348	342	400
在籍率	74.85	76.20	80.07	80.20	83.59
公立	70.09	71.77	73.72	74.42	73.72
私立	90.43	90.72	100.87	99.13	115.94
市外委託児童数(人)	55	57	59	58	61
待機児童数(人)	0	0	0	0	0
就学前児童数(人)	2,508	2,470	2,425	2,323	2,281
入所率(委託児童含)	44.02	45.51	48.70	50.93	54.56

資料: 保育課

※在籍率＝入所児童数／定員数、入所率＝入所児童数／就学前児童数

② 幼稚園の状況

市内の幼稚園数は、令和1年5月1日現在で公立6か所、私立2か所の計8か所となっています。令和1年度における入園児童数は、公立・私立合わせて242人であり、就学前児童に対する入園率は、13.99%となっています。

【幼稚園の状況（各年5月1日現在）】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度
設置数(か所)	8	8	8	8	8
公立	6	6	6	6	6
私立	2	2	2	2	2
入園児童数(人)	289	278	224	236	242
公立	227	212	176	193	203
私立	62	66	48	43	39
市外委託児童数(人)	117	114	94	83	77
就学前児童数(人)	2,508	2,470	2,425	2,323	2,281
入園率(委託児童含)※	16.19	15.87	13.11	13.73	13.99

資料:学校教育課

入園率=(入園児童数+市外委託児童数)÷就学前児童数

③ 認定こども園の状況

市内の認定こども園は公立2か所、私立1箇所の計3か所となっています。平成31年度における入園児童数は348人で、定員に対する在籍率は、99.4%となっています。

【認定こども園の状況（各年4月1日現在）】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
設置数(か所)	3	3	3	3	3
定員数(人)	350	350	350	350	350
入園児童数(人)	318	330	328	331	348
在籍率	90.9%	94.3%	93.7%	94.6%	99.4%
就学前児童数(人)	2,508	2,470	2,425	2,323	2,281
入園率	12.7%	13.4%	13.5%	14.2%	15.3%

資料:保育課・学校教育課

※在籍率=入園児童数÷定員数、入園率=入園児童数÷就学前児童数

④ 放課後児童健全育成事業の充実

昼間就労等で家庭に保護者のいない小学校児童を預かる留守家庭児童ホームは、高学年児童（4～6年生）も利用しており、本市では13か所設置しています。令和1年度の利用児童数は、591人となっています。

【留守家庭児童ホームの状況（各年5月1日現在）】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度
設置数(か所)	12	12	13	13	13
利用児童数(人)	546	559	594	581	591
1年生	173	140	164	173	173
2年生	148	163	140	157	155
3年生	100	108	138	107	127
4年生	70	81	80	77	79
5年生	39	44	47	46	38
6年生	16	23	25	21	19

資料:学校教育課

(2) 保健医療サービスの状況

① 乳幼児健診等の状況

乳幼児の病気の予防・早期発見、健康の保持・増進を目的に、乳幼児健康診査を実施しており、すべての健康診査において受診率は各年ほぼ9割以上となっています。

【各種健康診査の受診状況】

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
4か月児 健康診査	受診者数(人)	372	411	384	358	346
	対象者数(人)	391	420	396	366	356
	受診率(%)	95.1	97.9	97.0	97.8	97.2
10か月児 健康診査	受診者数(人)	372	406	396	372	337
	対象者数(人)	401	419	423	398	358
	受診率(%)	92.8	96.9	93.6	95.6	94.1
1歳6か月児 健康診査	受診者数(人)	406	359	416	353	382
	対象者数(人)	429	373	439	386	402
	受診率(%)	94.6	96.2	94.8	91.5	95.3
3歳6か月児 健康診査	受診者数(人)	430	409	370	324	398
	対象者数(人)	452	438	406	367	424
	受診率(%)	95.1	93.4	91.1	88.3	93.9

資料:健康増進課

【経過観察・発達相談の利用件数】

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
乳幼児経過観察相談「すくすく相談」(件)		105	102	114	243	182
発達相談「のびのび相談」(件)		210	194	226	254	296
	来所	139	128	148	151	187
	電話	71	66	78	103	101

※件数は延べ数

資料:健康増進課

② 健康教室等の参加状況

保護者の育児に対する不安や負担感を解消するとともに、保護者同士の交流の促進や子どもの遊び場の提供などを目的に、さまざまな健康教室を開催しています。

【健康教室の参加者数】

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
妊婦教室 「ウェルカムベビー教室」	延べ妊婦参加者数(人)	91	149	129	122	106
	延べ家族参加者数(人)	37	40	47	37	34
離乳食教室「もぐもぐ」	参加者数(人)	107	123	129	132	97
発達支援教室 「コアラ教室」	参加者数(人)	28	18	26	25	26
	延べ参加者数(人)	88	65	98	96	65
子育てサロン	参加者数(人)	51	53	53	47	37
	延べ参加者数(人)	129	139	133	114	99

資料：健康増進課

【歯科健診の受診者数】

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
2歳児親子 歯科健診 (人)	歯磨き練習(子ども)	146	139	107	158	145
	フッ素塗布(子ども)	132	129	103	148	132
	歯科健診(保護者)	95	78	71	88	95
妊婦歯科健診(人)		63	73	68	62	59

資料：健康増進課

③ 相談・訪問事業等の状況

安心して妊娠・出産を迎えられるよう、妊産婦・新生児等を対象に、助産師や保健師による健康相談・家庭訪問指導等を実施しています。

平成30年度の要支援家庭へのフォロー件数は565世帯となっており、平成26年度の316世帯と比べると1.8倍の増加となっています。

【健康相談・訪問事業等の状況】

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
母子健康手帳交付者数(人)		475	428	437	391	376
妊産婦経過観察相談	件数(件)	318	274	548	1,011	744
妊婦訪問	件数(件)	23	17	14	17	16
	延べ件数(件)	49	34	27	29	33
産婦訪問	件数(件)	256	269	224	253	210
	延べ件数(件)	316	378	286	310	262
新生児訪問	件数(件)	187	239	243	231	196
	延べ件数(件)	222	302	277	263	220
未熟児訪問	件数(件)	15	29	12	20	11
	延べ件数(件)	18	33	14	21	15
乳幼児等訪問	件数(件)	258	325	342	358	298
	延べ件数(件)	413	598	565	528	497
来所相談	延べ件数(件)	482	416	888	1,092	1,073
電話相談	延べ件数(件)	1,752	2,000	2,442	3,000	2,802

資料:健康増進課

【その他子育て相談の利用件数】

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
子育てホットライン(件)	261	288	359	271	252

※件数は延べ数

資料:健康増進課

【要支援家庭等へのフォロー状況】

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
経過観察件数(世帯)		316	355	450	520	565
主な 内容	特定妊婦申請	21	13	16	18	30
	特定妊婦	15	8	11	15	28
	虐待疑い	93	112	113	103	144
	心の問題をもつケース	82	86	131	121	99

資料:健康増進課

④ 予防接種の状況

月に1回集団による予防接種手帳交付会を実施し、予防接種の意識づけを行い、接種率向上に努めています。

【予防接種手帳交付者数】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付者数(人)	543	552	567	513	494

資料:健康増進課

【予防接種の接種率】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
BCG		98.7	99.5	97.6	97.3	96.8
水痘	1回目	32.6	72.3	72.3	95.3	94.0
	2回目	33.1	68.8	68.8	78.6	85.4
不活化 ポリオ	1回目	56.2	—	—	—	—
	2回目	59.5	—	—	—	—
	3回目	59.5	—	—	—	—
	追加	69.6	—	—	—	—
三種混 合	初回1回目	1.3	—	—	—	—
	初回2回目	1.3	—	—	—	—
	初回3回目	1.3	—	—	—	—
	I期追加	89.9	—	—	—	—
二種混合		58.9	74.1	63.5	68.8	67.3
四種混 合	1回目	95.7	95.5	93.8	97.9	98.1
	2回目	93.1	94.2	92.4	96.8	97.9
	3回目	88.9	92.7	92.1	96.8	96.8
	追加	35.6	79.5	75.5	91.6	91.6
日本脳 炎	初回1回目	80.8	75.7	87.7	85.2	83.7
	初回2回目	77.0	70.8	83.0	79.4	82.0
	初回追加	60.7	50.1	52.9	64.9	62.1
	2期	12.6	15.1	14.4	31.4	47.8
麻しん・ 風しん (MR)	1期	98.3	98.1	98.7	97.3	97.3
	2期	88.6	95.5	92.9	92.8	90.7
ヒブ	1回目	96.4	97.0	92.1	98.1	98.4
	2回目	93.4	96.9	93.1	97.9	97.9
	3回目	86.3	94.9	94.5	97.3	97.3
	追加	80.3	88.5	86.5	95.8	95.1
小児肺 炎 球菌	1回目	96.7	96.7	91.9	98.1	98.1
	2回目	93.1	96.3	92.6	98.1	97.6
	3回目	85.2	93.5	93.6	97.3	97.3
	追加	80.7	88.6	86.9	96.3	95.4
子宮 頸がん 予防	1回目	0.6	0	0	0	0
	2回目	0.3	0	0	0	0
	3回目	0.6	0	0	0	0
B型肝炎	1回目	—	—	71.6	97.3	97.6
	2回目	—	—	61.9	97.1	97.3
	3回目	—	—	17.0	90.7	97.3

資料:健康増進課

注:平成 29 年度より対象者を定期接種の対象年齢から標準的な接種年齢に変更。

(3) 小・中学校の状況

① 小学校児童数の推移

市内には小学校が8校あります。児童数は減少傾向にあり、令和1年度には2,616人となっています。

【小学校の状況（各年5月1日現在）】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度
学校数(校)	8	8	8	8	8
学級数(クラス)	132	128	129	129	130
うち、通常学級数(クラス)	101	98	97	96	94
児童数(人)	2,926	2,768	2,738	2,708	2,616
1年生	473	406	431	425	391
2年生	484	477	406	436	425
3年生	494	478	482	407	436
4年生	457	492	473	481	406
5年生	460	453	491	472	487
6年生	558	462	455	487	471

資料:学校教育課

② 中学校生徒数の推移

市内には中学校が3校あります。生徒数は減少傾向にあり、令和1年度には1,298人となっています。

【中学校の状況（各年5月1日現在）】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度
学校数(校)	3	3	3	3	3
学級数(クラス)	52	53	54	52	48
うち、通常学級数(クラス)	42	44	42	40	37
生徒数(人)	1,562	1,566	1,451	1,369	1,298
1年生	503	523	427	422	450
2年生	543	499	524	424	422
3年生	516	544	500	523	426

資料:学校教育課

(4) 相談事業の状況

① 家庭児童相談の状況

家庭児童相談では、子どもと家庭にかかわる相談について、家庭児童相談員が対応しています。平成30年度における家庭児童相談の相談件数は284件となっており、内容別で見ると、児童虐待等に関する養護相談が多くなっています。

【家庭児童相談の相談件数】

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
相談件数(件)		171	235	194	235	284
養護相談	児童虐待相談	70	82	67	74	103
	その他の相談	101	153	127	161	181
保健相談	重症心身障害相談	0	0	0	0	0
	知的障害相談	0	0	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等相談	0	0	0	0	0
育成相談	性格行動相談	0	0	0	0	0
	不登校相談	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0
その他の相談		0	0	0	0	0

※件数は延べ数

資料：児童福祉課

② 教育相談事業の状況

教育相談事業は、児童・生徒、その保護者を対象に、学校生活や家庭生活等における問題や養育に関する相談を電話・面接で行っています。

相談件数は平成30年度で87件となっています。

【教育相談の相談件数】

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
相談件数(件)	92	91	81	81	87

※件数は延べ数

資料：青少年課

③ 虐待相談の状況

高田子ども家庭相談センターに寄せられる虐待相談の件数は、平成 30 年度は 412 件で、このうち本市の市民の相談は 103 件となっています。

年代別の相談件数をみると、小学生の相談が最も多くなっており、種別では、心理的虐待や身体的虐待に加えて、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が多くなっています。

【虐待相談件数】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高田子ども家庭相談センター(件)	339	366	294	281	412
うち大和高田市	70	82	67	74	103

資料: 児童福祉課

【被虐待者の年齢・相談種別相談件数（平成 30 年度）】

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・ 拒否(ネグレクト)	合 計
総数(件)	38	0	39	26	103
0～3歳未満	7	0	17	5	29
3歳～就学前	7	0	3	5	15
小学生	18	0	13	9	40
中学生	5	0	5	5	15
高校生	1	0	1	2	4

資料: 児童福祉課

(5) 経済的支援の状況

子育てにかかる医療費の負担を軽減するため、乳幼児医療費の一部助成、ひとり親家庭に対する医療費の支給を行っています。また、児童を養育している家庭に対しては、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等の各種手当を支給しています。

【医療費助成状況】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳幼児医療費	対象者数(人)	2,311	2,341	2,605	2,508	2,431
	助成件数(件)	31,522	31,120	32,187	32,094	31,315
ひとり親医療費	対象者数(人)	1,724	1,819	1,690	1,621	1,547
	助成件数(件)	16,021	15,908	15,995	15,423	15,180

資料: 保険医療課

5

子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の概要

(1) 調査目的

「第2期大和高田市子ども・子育て支援事業計画」策定に際して、子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、就学前児童及び就学児童の保護者を対象に調査を行いました。

(2) 調査設計

① 調査対象

種類	調査対象
就学前児童	本市在住の就学前児童の保護者 1,499 人(無作為抽出)
就学児童	本市の就学児童の保護者 1,000 人(無作為抽出)

② 調査期間

種類	調査期間
就学前児童	令和1年11月7日(木)～11月21日(木)
就学児童	

③ 調査方法

種類	調査方法
就学前児童	郵送配布・回収
就学児童	郵送配布・回収

(3) 回収結果

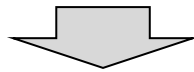
種類	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,499 件	683 件	45.6%
就学児童	1,000 件	407 件	40.7%
全体	2,499 件	1,090 件	43.6%

6

現状と課題の整理

統計データと子ども・子育てに関するアンケート調査の結果より、本市における子どもや子育て支援に関する今後の検討課題について以下のように整理します。

統計データ	子ども・子育てに関するアンケート調査
<p>【子どもを取り巻く環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年から平成 30 年までの総人口の推移をみると、高齢者人口は増加、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいる 平成 26 年から平成 30 年までの人口動態をみると 5 年間連続で、自然動態、および社会動態ともにマイナスが続いている 平成 25 年から平成 29 年までの出生率をみると、各年、全国、県の値を下回っており、平成 29 年は過去 5 年間で最も低い値となっている 一般世帯数はおおむね増加傾向にあるものの、1 世帯当たり人員数は年々減少。平成 27 年では 1 世帯当たり 2.53 人 母子世帯・父子世帯ともに、平成 7 年から平成 22 年にかけて増加していたが、平成 27 年に減少に転じた。 男性の就業率については平成 7 年以降、年々減少し、平成 27 年では 58.6%。一方、女性の就業率は 40%前後で推移し、平成 27 年では 40.2%となっている。 平成 22 年と平成 27 年の女性の就業率を比べると、平成 27 年では、25 歳代以降の各年代で平成 22 年の就業率を上回っている 	<p>【住民が期待する支援・施策】</p> <p>経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育サービスの費用負担減や児童手当などの充実 <p>子育て環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進 地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実 学童期の子どもの放課後対策の充実 妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実 <p>相談窓口・体制の充実、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達・発育、育児・しつけなどの悩み・不安を解消するための相談窓口・体制の充実 子育てに関する多様な媒体による情報の発信（インターネット利用の増加） <p>地域とのつながり・交流機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な地域の人に期待することは、犯罪や事故に遭わないよう見守ってほしい、危険な遊びやいじめをみつけたら注意してほしい、など 子どもに遊びやスポーツ、地域の伝統文化などを教えてほしい <p>ワーク・ライフ・バランス</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境の整備



これらの現状と課題を踏まえ、夢と希望をもって結婚・子育てができるまちづくりをめざし、施策を検討していきます

第 3 章 第 1 期計画の評価と課題

第3章 第1期計画の評価と課題

「大和高田市子ども・子育て支援事業計画」に掲載した延べ122個（同じ事業でも担当課ごとにそれぞれ1つの事業としています）の具体的事業について、担当課にて達成度の自己評価と今後の方向性についての確認を行いました。

（1）評価の基準

■ 目標事業量が設定されている場合

事業量達成度	事業目標に対する達成度評価
達成度 90%以上	おおむね達成できた
達成度 89%～60%	やや達成できた
達成度 59%～0%	あまり達成できなかった

■ 事業量が設定されていない場合

事業の進捗状況	事業目標に対する達成度評価
事業目標の趣旨達成と評価できる	おおむね達成できた
事業目標のうち一部達成できていると評価できる	やや達成できた
事業実施している、あるいは何らかの事情で実施しなかった	あまり達成できなかった

（2）達成度

基本目標	延べ事業数	評価			平均点
		おおむね達成できた 2点	やや達成できた 1点	あまり達成できなかった 0点	
I 子育て支援サービスの充実	41	33	8	0	1.80
II 心豊かで健やかな子どもが育つ環境づくり	34	15	19	0	1.44
III 安心とゆとりのある子育て環境づくり	31	17	14	0	1.55
IV すべての子育て家庭への支援	16	11	5	0	1.69
総合計 ()内は構成比	122 (100.0)	76 (62.3)	46 (37.7)	0 (0.0)	1.62

※平均点は基本目標ごとの合計点数／基本目標ごとの事業数合計

第 4 章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもが夢と希望をもって成長し だれもが結婚・子育てができるまち

次代を担う子どもたちの健やかな育ちにとって、子どもを育てている親や家族のみならず、子育て家庭をとりまく地域の人々すべてが、子どもを生み育てることに喜びや大きな価値を感じながら、子どもとともに育ち合うことが何よりも重要です。

本計画は、将来の社会を創り、まちの未来を担っていく子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、いきいきと夢をもって育っていけるように、家庭、学校、地域、行政が一体となって、子どもを育み、守る環境やしくみづくりを進めることをめざします。

また、これから結婚して家庭を築き、子どもを生みたいと思う男女が、その希望を実現できるような環境づくりを進めます。

2 基本的視点

(1) 子どもの幸せの実現

子どもの幸せを第一に考え、子どもの意思と子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点から取り組みを進めます。

(2) すべての子育て家庭に対する支援

ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭、経済的・社会的困難を抱える家庭、特に配慮が必要な家庭など、すべての子どもと家庭への支援という視点から広く取り組みを進めます。

(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

だれもが安心して家庭を持ち、子育てができるように、結婚、妊娠から出産、子育てという流れにおいて切れ目なく支援を行うという視点から、妊産婦の健康管理や子どもの健やかな成長発達を支援するとともに産後うつや児童虐待の予防・早期発見に資する取り組みを進めます。

(4) 子育てを支えあう地域社会づくり

「子どもは社会の宝」であり、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有しつつも、子育ては地域全体で支えるという考えのもと、家庭、教育・保育を担う施設、地域の人々、事業者および行政機関が連携・協働し、子どもや子育て家庭に関する課題の解決に当たるという視点に立った取り組みを推進していきます。

3

基本目標

I 子育て支援サービスの充実

社会環境の急速かつ大きな変化や人々の意識や価値観の多様化等に伴い、家庭や地域社会における子育て力の低下が指摘されています。

一人ひとりの子どもが健やかに成長し、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、多様化する価値観、教育・保育ニーズに応じた子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

II 心豊かで健やかな子どもが育つ環境づくり

社会の変化に主体的に対応し、心豊かに健やかに、たくましく生きていくために、子どもたち一人ひとりが自分たちの良さや個性を發揮しながら主体的に人や社会と関わりを持つことが大切です。

一人ひとりの人権を尊重し、自ら考える力や学ぶ意欲を持ちたくましく生きる力を身につけ、他人への思いやりや社会貢献の精神など豊かな心の醸成や、基礎体力の向上など健やかな体の育成をめざした教育内容・方法の充実や、自然とのふれあいやさまざまな人とのかかわりを通して、豊かな体験が得られる遊びや学びの機会の一層の充実を図ります。

III 安心とゆとりのある子育て環境づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。

子どもの成長・発達を促し、保護者の育児不安の軽減をめざすとともに、乳幼児健康診査や相談等の母子保健施策等の充実を図ります。

IV すべての子育て家庭への支援

子育て家庭を孤立させないことは、地域の子育て支援の基本といえます。

少子化や核家族化の進行に伴い、近所とのかかわりも薄れる中、子育て家庭の孤立化や子育てに対する不安感や負担感の増大が懸念されています。

共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、虐待を受けた子どもや障がいのある子どもを養育している家庭などを含めたすべての子育て家庭への支援の充実を図ります。

また、女性の社会進出、就労形態の多様化による勤務時間の長時間化など、仕事と子育てを両立していく上で必要な支援の充実を図ります。

4

施策の体系

基本理念 すべての子どもが夢と希望をもって成長し、だれもが結婚・子育てができるまち

基本目標	基本課題	施策の方向
基本目標Ⅰ 子育て支援サービスの充実	(1)多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	① 保育サービスの充実 ② 地域の子育て支援の充実 ③ 多様な子育て支援サービスの充実 ④ 子育て力の向上に向けた支援
	(2)子育て相談、情報提供体制の充実	① 子育てに関する情報提供 ② 相談・指導体制の充実
	(3)地域の子育て力の向上	① 子育て支援活動のネットワークづくり ② ボランティア活動の促進
基本目標Ⅱ 心豊かで健やかな子どもが育つ環境づくり	(1)子どもの人権が尊重される環境づくり	① 子どもの人権を守る環境づくり ② 児童虐待防止に向けた取り組みの推進 ③ 社会的養育が必要な子どもへの支援 ④ いじめ・不登校対策の推進
	(2)教育・保育の充実	① 質の高い幼児教育・保育の提供 ② 教育・保育の一体的提供 ③ 学校教育の充実 ④ 放課後対策の推進
	(3)児童・生徒の健全育成の推進	① 次代の親の育成 ② 遊びや学びの機会の充実 ③ 青少年育成環境の整備
基本目標Ⅲ 安心とゆとりのある子育て環境づくり	(1)子どもの育みと健康を守る施策の充実	① 母子保健サービスの充実 ② 思春期保健の充実 ③ 食育の推進 ④ 小児医療体制の充実
	(2)子どもや子育てに安心・安全な生活環境の整備	① 子どもの居場所、遊び場づくりの推進 ② 子育てに配慮した住環境・生活環境の整備 ③ 子どもの安全の確保
基本目標Ⅳ すべての子育て家庭への支援	(1)子育てに伴う経済的負担の軽減	① 養育費、教育費等への支援
	(2)配慮を必要とする家庭への支援	① ひとり親家庭への支援 ② 障がいのある子どもとその家庭への支援
	(3)ワーク・ライフ・バランスの実現	① 結婚・妊娠・出産・子育てに関する意識啓発 ② 就業や再就職に対する支援

第 5 章 施策の展開

第5章 施策の展開

基本目標Ⅰ 子育て支援サービスの充実

(1) 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

核家族化や地域社会の弱体化、共働き世帯の増加や雇用環境の複雑化に伴い、子育て支援へのニーズが多様化しています。

そのような多様化するニーズに対応していくため、教育・保育の場の整備拡充を積極的に行うとともに、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。また、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達の支援に努めます。

① 保育サービスの充実

No.	施策	内容	担当課
1	一時預かり事業	未就園児を対象とし、その保護者の急な用事や急病、短期のパートタイム勤務、断続的勤務に伴う一時的な保育ニーズに対応する。	保育課
2	一時預かり事業 (旧：幼稚園の預かり事業)	保護者の子育てを支援するため、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、預かり保育を行う。	学校教育課
3	延長保育	保護者の就労保障を目的に、延長保育希望者に対し、保育時間の延長を行う。	保育課
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童福祉施設において一定期間養育・保護し、児童とその家庭の福祉の向上を図る。	児童福祉課
5	家庭支援推進保育	児童と保護者のコミュニケーションや家庭訪問を充実するため、推進保育士を配置し、家庭環境に配慮しながら人権の視点に立った保育を実施する。	保育課
6	病児保育事業	病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う。	保育課

② 地域の子育て支援の充実

No.	施策	内容	担当課
7	利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供など利用援助を行う。 妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく妊産婦・乳幼児を包括的に支援する母子保健活動の拠点として「子育て世代包括支援センター」が設置されている。	健康増進課
8	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の親子が集い、交流を図ったり、育児相談・情報提供の場を設置したりすることで、安心して子育てできる環境をつくる。	児童福祉課
9	保育所地域活動事業	「異年齢児交流」 保育所、認定こども園の「夕涼み会」、「運動会」、「カレーパーティー」などの行事に、卒園児や地域の小学生等も参加し、交流する機会を提供する。	保育課
10	子育て支援・推進事業	子育てイベントを開催し、地域の子育て支援の充実を図る。	児童福祉課
11	幼稚園子育て支援事業	未就園児親子ふれあい広場(月1～2回)、わくわく子育て事業(学期1回)を実施・開催する。	学校教育課
12	主任児童委員・児童委員の活動支援	家庭、学校、地域との連携を図り、身近な相談・支援者として、児童を見守り、健やかに育成するための活動支援に努める。	社会福祉協議会

③ 多様な子育て支援サービスの充実

No.	施策	内容	担当課
13	託児ルームの設置促進	子育て中の人でも気軽に参加できるよう、各種講座、集会などの開催時に託児ルームの設置を促進する。	人権施策課
14	自主事業開催時の託児	各課主催の講座、セミナー、フォーラム、市民集会などの開催時に託児ルームを設置する。	社会福祉協議会 人権施策課
15	保遊室の設置	利用者に子ども連れでも安心して、各教室・大会に参加してもらえるよう保遊室を開放する。	体育振興課

No.	施策	内容	担当課
16	スポーツ教室の開設 「親子エクササイズ教室」	就学1年前の子どもとその保護者を対象に体操教室を開催する。	体育振興課

④ 子育て力の向上に向けた支援

No.	施策	内容	担当課
17	親子教室 (育児講座)	2・3歳児親子教室(のびすく)1歳児親子教室(ひよこ)0歳児親子教室(ベビー)、未就園児対象のチビッコ広場を実施し、子どもの情操を育て、親同士のつながりを深める。	児童福祉課
18	育児教室	未就園児とその保護者を対象に、子育てに関する学習や親子活動の機会を提供する。	生涯学習課
19	家庭教育講演会	就学前児童の保護者を対象に、子育てに関する学習機会を提供する。	生涯学習課
20	つどいの広場	子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安や悩みの相談・援助を行い、保護者同士の交流の場の提供、交流促進を図る。	児童福祉課
21	育児支援事業(青年教室)「子育て応援セミナー」、「育児教室」	子どもの体験を促進し、保護者の子どもに対する理解を深められるよう、人権を踏まえた子育て支援活動として、育児教室や子育て応援セミナーを実施する。	人権施策課
22	親子で楽しめる催しの開催	親子の心の交流を図り、親子関係を今一度見つめ直すことができるよう、親と子で楽しめる催しを企画、開催する。	文化振興課
23	ブックスタート	本を通じて、親と子のコミュニケーションを図るとともに、子どもの心が豊かに育てられるよう、本に親しむきっかけづくりとして乳幼児健診児に、絵本とライブラリーバックを配布する。	生涯学習課
24	おはなし会	図書館利用者に昔話や色々な物語を知ってもらう場を提供するとともに、ひとつの空間でおはなしに耳を傾けたり手遊びなどをして感動を共有することで、子ども達の感性が豊かになることを図る。	生涯学習課
25	各種講座の開設	児童と保護者を対象に、子どもの豊かな感性を育てるための各種講座を開設する。	生涯学習課

(2) 子育て相談、情報提供体制の充実

育児の不安や悩み、心の問題へ対応するためには、相談体制の充実を図り、相談者の心の拠り所となるよう努めていくことが求められます。

子どもや保護者が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、さまざまな場所での相談や情報提供を行うほか、相談・指導体制を充実させ、保護者の育児負担の軽減を図ります。

① 子育てに関する情報提供

No.	施策	内容	担当課
26	子育て支援ホームページの充実	子育て支援のホームページの内容を充実し、多様な子育て関連情報の提供を行う。	児童福祉課
27	子育て情報誌『すこやか』の発行	子育てに関する情報誌を、母子健康手帳交付時などに配布し、子育てしていく中で幅広く活用してもらおう。	児童福祉課
28	『よみきかせ絵本ガイド』の発行	絵本が親子のコミュニケーションを図る手だてとなるよう乳幼児の年齢別絵本のリストを紹介し、配布を行う。	子育て支援センター

② 相談・指導体制の充実

No.	施策	内容	担当課
29	育児相談（1）	各公立保育所、幼稚園や認定こども園の保護者、園庭開放にきている保護者に対して相談・指導を行う。	学校教育課 保育課
30	育児相談（2）	育児不安を軽減し、乳幼児の健全な発達を促すよう、子育て支援センターにおいて、保健センターと連携を図り、相談・指導を行う。	児童福祉課
31	家庭児童相談（1）	来庁や電話で相談があった家庭に対し、子育てや家族関係に関する相談を行う。	学校教育課
32	家庭児童相談（2）	家庭児童相談窓口の整備を行い、子どもや家庭の福祉の向上のため、子育てや家族関係に関する相談を行う。	児童福祉課

No.	施策	内容	担当課
33	女性相談	女性が抱えるさまざまな問題や悩み、暴力の問題等について、相談者の自立支援のため、女性のフェミニストカウンセラーによる相談を実施する。	人権施策課
34	子育てに関する相談機関の連携強化	子育てに関するさまざまな悩みやしつけ、虐待、障がいなどについて指導・助言を行うとともに、こども家庭相談センター、各校園所、児童民生委員、関係機関と連携を図る。	児童福祉課 保育課 学校教育課 青少年課 健康増進課

(3) 地域の子育て力の向上

少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域とのつながりが希薄化し、相談できる相手がないなど、子育てへの負担感が增大しているといわれています。

すべての保護者が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てができるよう、子どもたちや保護者が仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行います。

① 子育て支援活動のネットワークづくり

No.	施策	内容	担当課
35	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	子どもを預かるサポート会員が、子どもを預けたい利用会員のニーズに応じて子育てサポートを行う。	社会福祉協議会 児童福祉課
36	子育てサークル活動への支援	利用者相互の交流を推進するため、子育てサークル活動への参加を進める。	児童福祉課
37	地域住民と子どもの交流活動の促進	老人福祉施設の訪問、中高生との交流といった、地域住民や高齢者との世代間交流活動、ボランティア活動、更生保護婦人会の行事などに参加する。	学校教育課 保育課

② ボランティア活動の促進

No.	施策	内容	担当課
38	育児ボランティア、地域活動ボランティアへの支援（1）	地域で活動する、こども食堂ボランティア団体への支援を図る。	児童福祉課
39	育児ボランティア、地域活動ボランティアへの支援（2）	自主的な育児ボランティアや地域活動を行うボランティアを促進するため、情報や活動場所の提供、人材の確保・養成などの支援を図る。	人権施策課

基本目標Ⅱ 心豊かで健やかな子どもが育つ環境づくり

(1) 子どもの人権が尊重される環境づくり

学校でのいじめや不登校、ひきこもり、少年犯罪の増加など、安心して学ぶことができない児童・生徒への適切な対応が求められており、子どもの人権を尊重し、個性や創造性を育むとともに、児童・生徒が学習内容を確実に身に付け、自ら考える力や学ぶ意欲など、心豊かにたくましく生きる力を育成する教育が必要となっています。

専門的な相談員を配置し、指導・助言・情報交換等による情報の共有化を進め、家庭、学校、地域との連携のもと、いじめの根絶及びひきこもり児童や不登校児童への支援を充実し、子どもたちが将来、社会生活に対応できる力をつけることができるよう取り組みを進めていきます。また、一人ひとりが互いに尊重し合い、いのちを大切にする心や思いやり心を育む人権教育の充実を図ります。

① 子どもの人権を守る環境づくり

No.	施策	内容	担当課
40	人権尊重の視点を持った広報	広報誌「やまとたかだ」や市ホームページの制作において、人権尊重や男女共同参画の視点を持ち、事業を推進する。	企画広報課
41	「こども人権学習活動」	児童の人権意識の向上をめざすための社会教育としての人権学習活動を行う。	人権施策課
42	児童の権利に関する条約等の普及・啓発	子どもの権利に対する理解を深めてもらうために、「児童の権利に関する条約」、「児童憲章」の趣旨や内容の普及・啓発を図る。	児童福祉課 人権施策課
43	教育ガイダンス	児童、生徒・保護者及び家族を対象に、いつでも気軽に相談できるよう学識経験者を専任の電話相談員として家庭教育に関する相談に対応する。	青少年課

② 児童虐待防止に向けた取り組みの推進

No.	施策	内容	担当課
44	大和高田市虐待防止ネットワーク	子どもへの虐待や非行・DVなどに対して、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携を図り、迅速、適切な対応を行う。	児童福祉課

③ 社会的養育が必要な子どもへの支援

No.	施策	内容	担当課
45	要保護児童への支援	養育が困難である子どもの人権を保護するため、乳児院、児童養護施設などの児童福祉施設への入所や里親委託などが必要な児童に対して、健全な養育を支援する。	児童福祉課

④ いじめ・不登校対策の推進

No.	施策	内容	担当課
46	教育相談 「かたらい教室」	いじめ・不登校などの悩みについて専門の心理相談員が、児童・生徒や保護者、教師の悩みの解決に向けて相談を行う。	青少年課
47	適応指導教室 「かたらい教室」	不登校児童の学校生活への復帰を支援するため、野外活動、交流活動を通じて自立心や社会性を育てるとともに、保護者、教員に対して児童の問題行動について不安解消を図る。	青少年課

(2) 教育・保育の充実

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育所や幼稚園などが連携・協力することなど、就学前の子どもに対する子育て支援策の一体的、総合的な推進が求められています。

教育・保育の場の整備拡充を積極的に行うとともに、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。また、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達の支援に努めます。

① 質の高い幼児教育・保育の提供

No.	施策	内容	担当課
48	教育・保育サービスの質の向上	研修により職員の資質の向上を図り、自然や地域の人とのふれあいなど体験活動を通して、乳幼児一人一人の特性に応じた指導の充実を図るとともに、いのちの大切さや自尊感情を育てる指導を行う。	学校教育課 保育課

② 教育・保育の一体的提供

No.	施策	内容	担当課
49	認定こども園の設置・運営	国の子ども・子育て支援法の制定に伴い、本市における子ども・子育て会議にて、大和高田市立認定こども園構想も踏まえながら、今後の幼保施設の整備について調査審議する。	保育課
50	幼保の交流	保育所、幼稚園が互いの施設を利用して、子どもたちが共通体験を持てるよう交流をする。	学校教育課 保育課
51	幼・保・小の連携推進	保育所、幼稚園と小学校が連携し、円滑に接続するしくみを構築します。	学校教育課 保育課

③ 学校教育の充実

No.	施策	内容	担当課
52	生徒指導の充実	いじめ、非行・問題行動などの今日的課題を解決するため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を図り、生徒指導の充実を図る。	青少年課 学校教育課

No.	施策	内容	担当課
53	教育環境の整備・ 充実	老朽化対策、耐震化に向けた学校施設の整備、障がいのある子どもが安心して教育を受けることができる施設のバリアフリー化、犯罪から子どもを守る安全管理など、良好な教育環境の整備、充実に努める。	教育総務課
54	学校教育の充実	子どもの生きる力を育むため、道徳教育など心の教育の充実を図るとともに、社会動向にあわせた環境教育なども視野に入れ、各学校の地域に根ざした特色ある教育活動を推進する。	学校教育課
55	学校評議員の設置	地域及び家庭と学校との連携・協力を図るため、学校評議員を設置する。	学校教育課

④ 放課後対策の推進

No.	施策	内容	担当課
56	児童ホームの充実	留守家庭児童を対象とした放課後保育施設を開設する（通年、日曜日、祝日、年末年始、夏期（8/12～8/16）以外の平日及び土曜日は、午後6時まで。保育時間の延長など、さらなる工夫や改善により保育の充実を図る。	学校教育課

(3) 児童・生徒の健全育成の推進

成人期への移行過程にある思春期は、心身ともに変化が大きく、人間の一生の間で身体的・精神的発達のみざましい時期であり、また、将来の妊娠・出産・子育てを控えて、母性、父性を育む時期でもあります。複雑に変化する社会環境の中でも、思春期の子どもたちが生命の尊さを学び、自分たちが将来、子育ての当事者になる自覚を培うことができるようサポート体制の充実を図る必要があります。また、テレビやインターネット等、さまざまなメディアから流される有害な情報から、子どもたちを守ることも重要となっています。

次代の親となる思春期の児童・生徒たちに、正しい知識を普及するとともに地域の乳幼児親子とふれあう体験を通して、命の大切さを学ぶ学習を提供していきます。また、子どもの豊かな心を育む社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。

情報通信機器やインターネットの健全な利用については、親子や家庭で理解を深める機会を提供し、関係機関との連携を図った地域ぐるみの取り組みにより、非行の未然防止や有害環境から子どもを守ります。

① 次代の親の育成

No.	施策	内容	担当課
57	学校教育における子育てに関する学習の推進	中学校において、家庭科教育、体験的学習やボランティア活動などの機会を通じて、乳幼児とふれあう体験を推進する。	学校教育課
58	男女共同参画を推進するための教育・学習の充実	男女が互いにその人権を尊重し合い、喜びと責任を分かち合い、対等のパートナーとなりうる男女平等の理念を定着させるための教育・学習の充実を図る。	学校教育課

② 遊びや学びの機会の充実

No.	施策	内容	担当課
59	農業体験	総合学習の中に米作りを取り入れ、休耕田を借用し、地元の人をゲストティーチャーとして、田植えから稲刈りまでの体験学習を行う。	学校教育課
60	菜園活動	農家から畑や休耕田の提供やアドバイスを受け、植え付けから収穫までの体験活動を行う。	学校教育課 保育課
61	みんなの広場	在日外国人の児童・生徒の民族の文化や歴史との豊かな出会いの機会を提供する。	人権施策課

No.	施策	内容	担当課
62	夏休み子ども教室	夏休みを利用して各種教室を開催し、子どもたちがさまざまな体験活動ができる機会を提供する。	生涯学習課
63	国際交流（１）	姉妹都市や国際交流団体の支援を通じて、文化・スポーツ等をはじめとする国際交流活動を推進する。	企画広報課
64	国際交流（２）	在日外国人を対象に日本語など生活習慣を身につけるための講座を実施する。（日本語講座）	人権施策課

③ 青少年育成環境の整備

No.	施策	内容	担当課
65	青少年活動の促進	大和高田市子ども会指導者連絡協議会、スカウト運動育成協会、青少年指導員連絡協議会の指導者を対象に研修会等を開催し、積極的に活動を支援する。	青少年課
66	スポーツ少年団の育成・指導	小学生を対象としたスポーツ団体の育成・指導を行う。（活動団体 11 団：バレーボール、ソフトテニス、サッカー、野球、ミニバスケット、バドミントン、剣道、柔道、少林寺拳法、空手道、合気道）	体育振興課
67	青少年補導会・青少年指導員活動の推進	青少年の健全育成に努め、指導・育成活動の推進をする。	青少年課
68	子どもを取り巻く有害環境対策（１）	放置自転車の撤去を実施する。	生活安全課
69	子どもを取り巻く有害環境対策（２）	青少年の非行を防止するため、学校、地域、関係団体が連携を図り、非行につながるような環境の点検、巡回指導を行うなど、有害な環境の浄化に努める。	青少年課
70	良好な景観づくり	市街地の用途利用の適正化、快適な生活環境やオープンスペースを確保し、良好な景観形成を図るとともに、有害環境の浄化に努める。	都市計画課

基本目標Ⅲ 安心とゆとりのある子育て環境づくり

(1) 子どもの育みと健康を守る施策の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる基盤の一つとして、産科・小児医療体制の整備が必要です。乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。子どもの成長・発達を促し、保護者の育児不安の軽減をめざすとともに、乳幼児健康診査や相談等の母子保健施策等の充実を図る必要があります。また、成長段階に応じた教育を通じて、子どもたちがいのちの大切さ・いのちの連鎖を正しく理解し、自らの心と体や性の問題について適切な行動を選択する能力や態度を身につけることも大切です。さらに、子どもの食をめぐっては、発育・発達の重要な時期にありながら、食事の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加など、問題は多様化、深刻化し、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。

子どもが病気にかかったとき、身近な場所で、いつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、近隣市町及び医療機関等との関係を深め、診療時間等の情報収集・提供に努めます。また、安心して妊娠、出産、育児ができるよう、母と子の健康づくりの一貫した母子保健体制の充実を図ります。

性や性感染症に関する情報の提供や相談体制の充実を図り、正しい知識の普及に努めます。

食を通じて、親子や家族との関わり、仲間や地域との関わりを深め、子どもの健やかな心と身体の発達を促し、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの“食べる力（自分で進んで食べようとする力）”を豊かに育むための支援づくりを進めます。

① 母子保健サービスの充実

No.	施策	内容	担当課
71	母子健康手帳交付会	妊娠届けにより、母子健康手帳を交付し、保健師や助産師、栄養士による保健指導や相談、母子保健サービスの案内、妊婦同士の仲間づくりの場など広く情報提供や支援を実施する。	健康増進課
72	妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を交付し、健診の必要性を説明することで、定期的な受診を勧奨し母子の健康管理に役立てる。	健康増進課
73	不妊治療に関する情報提供	奈良県が実施する特定治療費支援事業等について情報提供を行う。	健康増進課
74	健康教育	市立病院の受診者及びその家族を対象に健康教育を実施し、妊婦の出産に対する不安解消に努める。	市立病院

No.	施策	内容	担当課
75	予防接種手帳交付会	予防接種手帳を交付し、予防接種の受け方及び必要性を説明することで、正しい理解と知識を普及し、対象年齢に受けることを勧奨するとともに、母子保健サービスの案内を行う。	健康増進課
76	予防接種	定期の予防接種を委託医療機関にて、個別で接種を行う。	健康増進課
77	乳幼児健康診査	内科診察、身体計測、歯科健診（1歳6か月、3歳6か月）、健康教育、育児・栄養・歯科相談を実施する。	健康増進課
78	養育支援訪問事業（妊産婦・新生児訪問を含む）	妊産婦、新生児、乳幼児の家庭を訪問し、妊娠、出産及び育児に対する問題の早期発見と予防、早期解決を図る。産婦の心身の回復を促し、マタニティブルーや産後うつの予防、早期発見及び育児不安の軽減や虐待の防止に努める。	健康増進課
79	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聴く。支援の必要な家庭に対して適切なサービスに結びつけることにより、子どもが健やかに育つ環境を整える。	児童福祉課

② 思春期保健の充実

No.	施策	内容	担当課
80	思春期相談	児童・生徒とその保護者及び家族を対象に、学識経験者を専任の電話相談員として家庭教育に関する相談に対応する。	青少年課
81	保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校における心と体の学習の充実	成長段階に応じた教育を通じて、子どもたちが「いのちの大切さ・いのちの連鎖」を正しく理解し、自らの心と体や性の問題について適切な行動を選択する能力や態度を身につけられるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校における心と体の学習の充実を図る。	学校教育課 保育課

③ 食育の推進

No.	施策	内容	担当課
82	元気はつらつ大和高田 21「食育の推進」	「元気はつらつ大和高田 21」計画にもとづき食育の普及・啓発に努めるとともに、地域、家庭、保育所、幼稚園、小・中学校で食についての関心を高める取り組みを行う。	健康増進課
83	食育の推進（1）	「給食だより」を通じて、子どもたちや保護者に、食の大切さを伝えるとともに、食育を保健体育、家庭科の授業として取り入れ、指導する。	学校教育課 教育総務課
84	食育の推進（2）	食を通じたさまざまな体験活動を推進するとともに、保護者への食に関する情報提供や相談に努め、家庭での食育を促進する。	保育課

④ 小児医療体制の充実

No.	施策	内容	担当課
85	休日・夜間診療	葛城地区休日診療所において休日の診療を確保し、小児一次救急に対応する。	休日診療所
86	小児医療の充実	奈良県中南部の他病院と協働連携して定められた当番日に小児救急医療を実施する。	休日診療所

(2) 子どもや子育てに安心・安全な生活環境の整備

子どもにとって、健全な遊びは健やかな成長と豊かな人間形成のために欠くことのできないものであり、身近な場所に豊かな遊び環境が確保されていることが必要です。子育て世代の定住を促し、次の世代にも住み続けてもらうため、子育て世代の定住を促す住まい、まちづくりを進めていくことが大切です。さらには、交通事故や犯罪から子どもたちを守るため、交通安全や犯罪防止に配慮した施設整備を進めるとともに、各関係機関と連携して交通事故防止対策、防犯対策を強化していく必要があります。

すべての子どもが放課後や週末などに安心して遊びや学習、さまざまな体験活動ができるよう、子どもの居場所づくりを整備していきます。また、活気にあふれ、だれもが快適に暮らせるまちづくりをめざして、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などをすすめ、より子育てしやすいまちにしていきます。さらには、子どもを犯罪から守るため、地域での見守りネットワークを活用し、犯罪の未然防止に取り組むとともに、PTAやボランティア団体、学校・地域・警察との連携を強化し、安全な地域コミュニティづくりを推進します。

① 子どもの居場所、遊び場づくりの推進

No.	施策	内容	担当課
87	児童館の整備・充実	地域における子どものコミュニティの拠点施設として、活動拠点、運営方法、施設環境などの整備、充実を図る。	児童福祉課 人権施策課
88	教育施設の開放	幼稚園の園庭を遊び場として開放する。また小学校の運動場及び体育館を開放し、スポーツを通して地域の児童の交流を深める。	学校教育課
89	公園の整備	公園の清掃・掃除などを行って、快適に公園を利用できるよう維持管理を推進する。	都市計画課
90	高田川遊歩道の活用	高田川河岸の緑地や遊歩道、水辺の遊び場を市民のふれあいの場として活用できるよう維持する。	都市計画課

② 子育てに配慮した住環境・生活環境の整備

No.	施策	内容	担当課
91	市営住宅環境改善事業	市営住宅等の計画的な環境整備、修繕を進め、居住空間の向上に努める。	営繕住宅課

③ 子どもの安全の確保

No.	施策	内容	担当課
92	交通安全対策及び防犯対策の推進	各学校・園や生活安全課と連携し、交通マナーを身につけさせる指導や通学路の安全点検、防犯訓練などを実施する。	学校教育課 生活安全課 保育課
93	生活安全教室などの開催	安全で安心して暮らせるまちづくりのために、子どもの事故や犯罪からの被害防止活動の推進、交通安全教育活動など、地域、ボランティアなどの連携による各種安全活動を推進する。	生活安全課
94	児童・生徒の登下校時の安全確保	安全下校支援ボランティア、安全委員会、老人クラブ、PTAをはじめ、地域住民との協働により、通学路や校区内での防犯活動を推進する。	学校教育課 青少年課
95	こども110番の家	子どもが犯罪等にあったときの避難場所として、こども110番の家を設置し、地域で子どもが安全に生活できるよう努める。	青少年課
96	子ども見守り活動の強化	登下校の安全確保を図るため、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、青色パトロールカーの巡回活動等による活動の強化に努める。	学校教育課
97	不審者情報の提供	不審者情報を登録者にメールで知らせる「こども安全メール」を引き続き実施する。	青少年課
98	危機管理マニュアル作成	各校園所の危機管理マニュアルの作成などにより、子どもの安全を確保する。	学校教育課 保育課

基本目標Ⅳ すべての子育て家庭への支援

(1) 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育てにかかる費用の増大は、子どもを持つ保護者にとっては大きな負担となっています。その費用については、本来家庭が負担すべきものですが、子どもたちは次代の担い手であり、負担の公平性や適切な役割分担などに留意しながら、保育や教育等にかかる支援などが求められています。

子育て中の家庭に対し手当等を支給することにより経済的負担が軽減され、家庭における生活の安定と児童の健全な育成等、住民が安心して子育てできるまちをめざします。

① 養育費、教育費等への支援

No.	施策	内容	担当課
99	乳幼児医療費助成制度	乳幼児の健康保持と健やかな育成を図るため、0歳児～就学前児童が病院等で保険診療をした場合の医療費の自己負担分を助成する。	保険医療課
100	就学援助費の給付	小・中学校の義務教育費用の支払いが困難な家庭に対して就学援助を行う。	学校教育課

(2) 配慮を必要とする家庭への支援

すべての子育て家庭が、身近な地域において安心して子どもを生き育てることができるよう、ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭、経済的・社会的困難を抱える家庭など、特に配慮が必要な家庭への支援の強化が求められています。

すべての子どもの健やかな育ちを等しく支えるため、家庭状況等の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもや子育て家庭に対するきめ細やかな支援を推進していきます。

また、本計画におけるすべての施策・事業が、配慮を必要とする家庭に届くように努めます。

① ひとり親家庭への支援

No.	施策	内容	担当課
101	ひとり親家庭（母子・父子家庭）の経済的自立支援	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、福祉資金、児童扶養手当等福祉制度の啓発を図り、周知に努める	児童福祉課
102	母子・父子相談	母子家庭や父子家庭の生活や子どもの養育などに関する相談や、職業能力の向上などに関する支援を行い、自立に必要な情報提供を行う。	児童福祉課

② 配慮が必要な子どもとその家庭への支援

No.	施策	内容	担当課
103	特別支援教育（障がい児保育）	特別支援の必要な園児の処遇の向上を図るとともに、施設の受入体制の整備を図る。	学校教育課 保育課
104	特別支援教育の充実	特別支援が必要な児童の可能性を最大限に伸ばし、自立を促進するため、障がいの状況や発達段階に応じた教育内容の充実や、適切な教育相談・指導の充実に努める。	学校教育課 保育課
105	特別保育等における受入れの推進	延長保育や一時保育などの特別保育事業、児童ホーム、子育てサポートクラブの利用などにおける、障がいのある子どもの受入れを推進する。	学校教育課 児童福祉課 社会福祉協議会 保育課
106	在宅福祉サービスの充実	介護を要する障がいのある子どもの家庭に対し、家事、介護などの日常生活への支援を行い、介護者の負担の軽減に努める。	社会福祉課
107	福祉手当等の支給	障がいのある子どもやその家族の安定した生活を保障するため、障害児福祉手当等を支給する。	児童福祉課 社会福祉課

No.	施策	内容	担当課
108	こども食堂支援事業	こども食堂との連携支援により、地域における子どもの居場所づくりを推進する。	児童福祉課
109	若者と地域をつなぐ交流モデル事業 若者の居場所「ヒサかた」	中退・離職した若者の社会的孤立を防ぐための居場所づくりを実施。毎週土曜日の午前中に開所し、指導員が若者の悩みや相談事に寄り添い支援している。	青少年課 社会福祉課

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

男女の意識や価値観が変わり、仕事やライフスタイルも多様化しています。このような状況から、さまざまな雇用形態や就労環境のもとで働く男女の子育てと仕事の両立を支援するために、保育サービスを受けやすい環境づくりと保育の充実を図っていく必要があります。

男女がともにやりがいや充実感を持って働きながら、仕事上の責任を果たし、家庭や地域活動等へ参画していけるよう、長時間労働を前提とした働き方、仕事中心の働き方の見直しを呼びかけるとともに、多様な働き方についての啓発を行うなど、仕事と子育てが両立できる環境の整備を図っていきます。

① 結婚・妊娠・出産・子育てに関する意識啓発

No.	施策	内容	担当課
110	男女共同参画の推進に関する啓発	男女が共同して家庭生活の責任を担うことの重要性を浸透させるため、市民会議や男女共同参画週間、市の行事等で広報・啓発に努める。また、事業所に対しても、セミナー等への参加を促進するとともに、子育てしながら働きやすい職場づくりに向けた広報・啓発を行う。	人権施策課
111	市民及び事業者への活動支援	男女共同参画の視点に立った育児休業制度等の普及促進を行い、積極的な取り組みを行う事業者等を表彰する。	人権施策課

② 就業や再就職に対する支援

No.	施策	内容	担当課
112	職業情報の提供・相談	関係機関との連携を図り、職業能力開発・資格取得に関する情報、就職情報の提供、就職相談などの支援を行う。	産業振興課

第 6 章 事業計画

第6章 事業計画

1 児童人口の見込み

児童人口の推計をみると、就学前児童、就学児童については年々減少すると予想され、令和6年の推計児童数は、就学前児童で1,935人、就学児童で2,232人、合計で4,167人となっています。

【(推計)児童人口】

(単位:人)

	実績	推計				
	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	368	337	323	310	299	288
1歳	343	376	345	331	317	306
2歳	398	341	374	343	329	315
3歳	363	393	336	369	338	325
4歳	413	360	389	333	366	335
5歳	363	413	360	389	333	366
6歳	391	360	409	357	385	330
7歳	432	393	362	411	359	387
8歳	433	431	392	361	410	358
9歳	426	432	429	391	360	409
10歳	458	425	431	428	390	359
11歳	490	457	424	430	426	389
就学前児童 (0～5歳)	2,248	2,220	2,127	2,075	1,982	1,935
就学児童 (6～11歳)	2,630	2,498	2,447	2,378	2,330	2,232
合計 (0～11歳)	4,878	4,718	4,574	4,453	4,312	4,167

令和6年までの人口推計を平成27年から令和1年の10月1日現在の住民基本台帳(外国人を含む)をもとに、年齢階層別人口の変化率による推計方法(コーホート変化率法)で行いました。なお、ここでいうコーホートとは同じ年に生まれた人々の集団をさします。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本市においては、この教育・保育提供区域を市全域で1区域と定めます。

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制

幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、保育所、幼稚園の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

	区分	対象		該当する施設等
(1)	1号認定(教育)	3～5歳	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	幼稚園、認定こども園
	2号認定(教育)	3～5歳	共働き家庭等で学校教育 の希望が強い家庭	幼稚園、認定こども園
(2)	2号認定(保育)	3～5歳	共働き家庭等	保育所、認定こども園
(3)	3号認定(保育)	0～2歳	共働き家庭等	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

(1) 1号認定、2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）

3～5歳で保育の必要性はない認定区分（幼稚園、認定こども園）である1号認定と、2号認定である、3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される区分です。

【現在の実施状況(令和元年度)】

幼稚園 (特定教育・保育施設)	公立 8か所	高田こども園(短時間)、土庫こども園(短時間)、 片塩幼稚園、浮孔幼稚園、磐園幼稚園、 陵西幼稚園、菅原幼稚園、浮孔西幼稚園
	私立 1か所	つぼみ認定こども園(短時間)

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)

		令和 1年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	209	205	201	197	193	189
	2号(教育)	107	105	103	101	99	97
	合計	316	310	304	298	292	286
②確保の内容		316	310	304	298	292	286
②-①		0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

既存の供給量で対応が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

(2) 2号認定

3～5歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園）です。

【現在の実施状況(令和元年度)】

認可保育所 (特定教育・保育施設)	公立 8か所	高田こども園(長時間)、土庫こども園(長時間)、 片塩保育所、天満保育所、みどり保育所、 浮孔保育所、磐園保育所、高田西保育所
	私立 4か所	つぼみ認定こども園、よのもと保育園、 三倉堂保育園、かなえ保育園

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)

	令和 1年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	719	705	690	677	663	650
②確保の内容	719	705	690	677	663	650
②-①	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

既存の供給量で対応が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

(3) 3号認定

0～2歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園、地域型保育事業）です。

【現在の実施状況(令和元年度)】

認可保育所 (特定教育・保育施設)	公立 8か所	高田こども園(長時間)、土庫こども園(長時間)、 片塩保育所、天満保育所、みどり保育所、 浮孔保育所、磐園保育所、高田西保育所
	私立 5か所	つぼみ認定こども園、よのもと保育園、三倉堂保育園、 かなえ保育園、トナリのかなえ保育園

【量の見込みと確保の内容】

① 0歳

(単位:人)

	令和 1年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	98	93	89	85	81	77
②確保の内容	98	93	89	85	81	77
②-①	0	0	0	0	0	0

② 1～2歳

(単位:人)

	令和 1年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	403	389	376	363	350	338
②確保の内容	403	389	376	363	350	338
②-①	0	0	0	0	0	0

【保育利用率】

(単位:人)

	令和 1年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0～2歳児の量の見込み	501	482	465	448	431	415
0～2歳の児童数(全体)	1,109	1,054	1,042	984	945	909
保育利用率	45.2%	45.7%	44.6%	45.5%	45.6%	45.7%

※保育利用率は利用定員数/児童数で算出

【確保の方策】

3号認定については、現在の提供体制を維持していきます。

4

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(実施か所数)	1	1	1	1	1
②確保の内容(実施か所数)	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

利用者支援事業は、地域の子育て支援拠点等の子育て中の親子の身近な場所で実施する形態と、市役所等の行政機関で実施する形態とで構成されており、本市においては市役所を中心とした形態としますが現行の各種相談窓口も活用・連携します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現在の実施状況(令和元年度)】

4か所	子育て支援センター、児童館、ママの里 子育てステーション、すこやか広場
-----	-------------------------------------

【量の見込みと確保の内容】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(延べ回数/年)	31,200	29,987	28,821	27,701	26,624
②確保の内容	実施か所数	4	4	4	4
	延べ回数/年	31,200	29,987	28,821	27,701
②-①(延べ回数/年)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

地域子育て支援拠点事業については、国が定める事業を中学校校区で取り組んでいるところから就学前の親子の居場所としては認定こども園で類似する事業も併せて進めていることからトータルで考えた上で内容を充実しつつ、利用者への周知を徹底する等、稼働率の向上を図ることを基本とします。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(延べ人数/年)	560	534	509	484	461
②確保の内容(延べ人数/年)	560	534	509	484	461
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

既存の供給量で対応が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(実人数/年)	160	152	145	138	132
②確保の内容(実人数/年)	160	152	145	138	132
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

乳児家庭全戸訪問事業については、面接率の向上を図ることで孤立化を防ぎ適切な支援につなげられるように継続して実施します。

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関の担当職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性を強化し、ネットワークの連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容(養育支援訪問事業)】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(実人数/年)	290	300	310	320	330
②確保の内容(実人数/年)	290	300	310	320	330
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

養育訪問支援事業については、支援が必要な子どもや家庭に対し、適切な相談や対応ができるよう、実施体制を整え事業内容を周知します。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業としては、要保護児童対策地域協議会を中心に、保健、医療、福祉、教育など、児童に関係する機関の連携強化と専門性強化に努め、児童への虐待に対して、適切かつ早期の対応を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現在の実施状況(令和元年度)】

7か所	乳児院2か所、児童養護施設5か所
-----	------------------

【量の見込みと確保の内容】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み(延べ日数/年)	70	68	66	64	62
②確保の内容	実施か所数	7	7	7	7
	延べ日数/年	70	68	66	64
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て短期支援事業については、現在市内には対象施設はなく、今後も他市の指定施設により量の見込みに対応していくことを基本とします。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現在の実施状況(令和元年度)】

大和高田市社会福祉協議会に業務委託

【量の見込みと確保の内容】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(延べ日数/年)	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
②確保の内容	延べ日数/年	2,200	2,200	2,200	2,200
②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て援助活動支援事業については、引き続き事業の周知と利用の拡大、また、会員数の確保や質の向上に取り組むことを基本とします。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かる事業です。

【現在の実施状況(令和元年度)】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	8か所	高田こども園(短時間)、土庫こども園(短時間)、片塩幼稚園、浮孔幼稚園、磐園幼稚園、陵西幼稚園、菅原幼稚園、浮孔西幼稚園
幼稚園在園児以外の一時預かり	6か所	高田こども園、土庫こども園、高田西保育所、よのもと保育園、かなえ保育園、託児室

【量の見込みと確保の内容】

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(1号認定、2号認定)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ日数/年)	1号	376	365	354	343	333
	2号	1,795	1,742	1,690	1,641	1,592
	合計	2,171	2,107	2,044	1,984	1,925
②確保の内容	実施か所数	8	8	8	8	8
	延べ日数/年	2,171	2,107	2,044	1,984	1,925
②-①(延べ日数/年)		0	0	0	0	0

② 幼稚園在園児以外の一時預かり

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数/年)		1,467	1,424	1,382	1,342	1,302
②確保の内容	実施か所数	6	6	6	6	6
	延べ日数	1,467	1,424	1,382	1,342	1,302
②-①(延べ日数/年)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

教育・保育における1号・2号(教育)認定に対応する幼稚園や認定こども園での実施を促進しながら、ニーズに対応していきます。

現在の供給体制(6園)を維持しつつ、利用ニーズの動向をみながら必要に応じて実施施設の拡大を図ります。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

【現在の実施状況(令和元年度)】

8か所	高田こども園(長時間)、土庫こども園(長時間)、片塩保育所、浮孔保育所、つぼみ認定こども園、よのもと保育園、三倉堂保育園、かなえ保育園
-----	---

【量の見込みと確保の内容】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(実人数/年)		955	927	900	873	847
②確保の内容	実施か所数	8	8	8	8	8
	実人数/年	955	927	900	873	847
②-①(実人数/年)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

延長保育事業については、現在8か所で実施し、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。また、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

(10) 病児保育事業

保護者が家庭で保育できない場合に、病児・病気回復期にある小学生までの児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【現在の実施状況(令和元年度)】

1か所	市内の民間病院
-----	---------

【量の見込みと確保の内容】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(延べ日数/年)		1,120	1,130	1,140	1,150	1,160
②確保の内容	実施か所	1	1	1	1	1
	延べ日数/年	1,120	1,130	1,140	1,150	1,160
②-①(延べ日数/年)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

病児保育事業については、見込み量に対する提供体制の充実を図っていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童ホーム）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、発達段階に応じて、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現在の実施状況(令和元年度)】

13 か所	片塩第1児童ホーム、片塩第2児童ホーム、高田第1児童ホーム、高田第2児童ホーム、土庫児童ホーム、浮孔児童ホーム、磐園第1児童ホーム、磐園第2児童ホーム、陵西第1児童ホーム、陵西第2児童ホーム、菅原第1児童ホーム、菅原第2児童ホーム、浮孔西児童ホーム
-------	--

【量の見込みと確保の内容】

① 低学年

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(人)	464	472	481	490	498
②確保の内容(人)	500	500	500	500	500
②-①	36	28	19	10	2

② 高学年

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(人)	138	141	144	146	149
②確保の内容(人)	150	150	150	150	150
②-①	12	9	6	4	1

【確保の方策】

施設の拡充や人員の配置によって必要量の確保を図ります。

(12) その他

①実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

②多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

①及び②の事業については、国の動向に応じて検討を進めます。

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、保育所と幼稚園の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、新設や保育所、幼稚園からの移行が促進されるしくみとなっています。

本市では、このような新制度の主旨を踏まえ、認定こども園の普及に取り組みます。

特に0～2歳の低年齢児の新たな教育・保育の場として期待されることから、0歳児から受け入れ可能な認定こども園の整備への補助を行うなど、その普及を図ります。

また、新制度下での利用者負担の設定にあたり、現行の幼稚園等の利用者負担等の状況を考慮して設定するなど、私立幼稚園や認定こども園が新制度に移行しやすい環境づくりに取り組みます。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育、子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園と学校教育との円滑な接続の推進

子どもの成長段階に応じて切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設と学校教育との円滑な接続が不可欠です。

本市では、配慮が必要な子どもに関し、保育所、幼稚園、認定こども園と、特に小学校との情報交換や、入学前相互訪問などによる連携を強化し、保・幼から学校教育へのスムーズな接続に取り組んでいきます。

第 7 章 計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて

1 各主体の役割

だれもが安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じられる社会、子ども自身が健やかに育っていける社会を築いていくためには、行政だけではなく、家庭や地域、企業など本市に住むすべての人・組織が、それぞれの立場で、それぞれの特性に応じた役割を果たし、互いに協力・連携して主体的に取り組んでいかなければなりません。こうした取り組みは、市民一人ひとりが、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、自ら考え、責任を持って行動することが基本であり、以下のような自主的・主体的な取り組みが期待されます。

(1) 家庭の役割

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提に、家庭は教育の原点であり、出発点と考えられます。親や家族が互いに協力して、家族全員が愛情を持って温かく子どもを見守り、心身の健康と安全を守るとともに、子どもの視点に立って家庭生活を見つめ、子どもの安心感や基本的な生活習慣、思いやりのある心を育み、心豊かな人間形成に努めることが求められます。

(2) 地域の役割

地域が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、保護者は子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができます。そのためには、地域の住民すべてが、地域ぐるみで子どもを育てていくという認識に立ち、地域の幼児教育・保育施設や、子育て支援センターなどの子育てに関わる機関と積極的に協力・連携して、子どもや子育て中の親が気軽に参加できる地域行事などの機会や場を設けていくことが大切です。また、児童館や公民館などの施設が子どものための行事や子育て中の親同士の交流、子育てサークルの活動などに積極的に活用されるようしくみづくりや、公園などの地域の資源を大切に維持・管理する意識づくりが求められます。

(3) 企業や職場の役割

企業や職場においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。また、子育てや家庭教育に関する職場全体の理解を深める研修などの充実、事業所内保育施設の整備などに努め、子育てしながら働きやすい職場環境づくりを進めることが期待されます。

(4) 市の役割

市は本計画に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの最善の利益の実現を念頭に、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施します。その際、地域の幼児教育・保育施設、学校、子育て支援センターや保健センターなどの子育てに関わる諸機関との連携や、地域のボランティア団体、NPO、企業などの協力関係を深め、幅広く住民の参加を得ながら、あらゆる物的・人的資源を活用して、地域の特性を活かし、創意と工夫ある取り組みを推進します。また、情報提供を積極的に行うとともに、市民の意見の把握に努め、世代を超えて集い子育てについて語り合う機会づくり等を行うことにより、市民の子育て環境づくりへの関心を高め、自主的な取り組みを掘り起こします。さらに、市職員は、今後も引き続き地域住民の一人として、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、市民とともに、子どもと子育てに関する意識の高揚に努めます。

2

計画の推進体制

(1) 庁内連携の推進

本計画は、教育、保健、医療など多岐の分野にわたっており、計画の推進にあたっては、関連分野と相互に連携・協力し、総合的に取り組むことが求められます。庁内関係各課との連携を図りながら、本計画を推進していきます。

(2) 関係機関・団体との連携

地域の保育所、幼稚園、学校、子育て支援センターなどの子育てに関わる諸機関や、地域のボランティア団体、NPO、企業、有識者などによる子育て支援ネットワークの体制を整備し、本計画の推進や子育て支援に関する問題についての解決の場の形成をめざします。

(3) 計画内容の広報・啓発

本計画の推進にあたっては、行政はもとより、地域住民や関係団体、民間サービス事業者等が一体となって取り組んでいく必要があります。市民や企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的に取り組めるよう、広報紙やイベントなどさまざまな媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。

(4) 子ども・子育て会議による定期的な点検

本計画の確実な運営と推進を図るため、計画担当課である保育課が中心となり、各関係課と連携を図りながら、計画の進行状況を定期的に確認し、子ども・子育て会議での審議により、必要に応じて、計画の見直し・改善を図ります。

資料編

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、大和高田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定するもののほか、市長の諮問に応じて本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する重要事項に関し、市長に答申し、又は意見を述べることができる。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- （1）子どもの保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3）子ども・子育て支援に関する学識経験のある者
- （4）公募による市民
- （5）その他市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部保育課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（招集の特例）

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2

大和高田市子ども・子育て会議委員名簿

	委員名	条例による区分	所属等
	春山 真美	(1)子どもの保護者	市PTA協議会副会長 高田中学校PTA会長
	堀 裕明	(1)子どもの保護者	浮孔西小学校 PTA顧問
	堀口 千尋	(1)子どもの保護者	土庫こども園PTA会長
	南場 良文	(2)子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	愛恵幼稚園 園長
	前川 慎子	(2)子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	子育てサポートクラブ代表
	森田 サエ子	(2)子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	真美北保育園 園長
	西峯 静代	(3)子ども・子育て支援に関する 学識経験のある者	手をつなぐ育成会 会長
	栗木 裕幸	(3)子ども・子育て支援に関する 学識経験のある者	県保育協議会会長 よのもと保育園 園長
◎	善野 八千子	(3)子ども・子育て支援に関する 学識経験のある者	奈良学園大学 人間教育学部 教授
	巽 千津子	(3)子ども・子育て支援に関する 学識経験のある者	人権保育研究会 代表
○	恒川 直樹	(3)子ども・子育て支援に関する 学識経験のある者	常磐会短期大学 幼児教育科 教授
	-	(4)公募による市民	公募委員
	-	(5)その他市長が適当と認める者	-

◎会長、○副会長 (敬称略、順不同)

第2期大和高田市子ども・子育て支援事業計画

発行： 令和2年3月

大和高田市

〒635-8511 大和高田市大中 100 番地 1

TEL 0745-22-1101 (代表)

FAX 0745-52-2801

E-mail kodomo@city.yamatotakada.nara.jp

編集： 大和高田市福祉部保育課